

【 予 定 価 格 調 書 】

1. 工 事 名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

1. 工 事 場 所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先

1. 入札執行日時 平成25年9月24日(火) 午前 10時00分

1. 設計金額
(税込)

金	十 億 千 百			十 万 千			百 十		円	
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	2	9	5	4	5	9	5	0	0	

1. 予定価格
(税込)

金	十 億 千 百			十 万 千			百 十		円	
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	2	9	5	4	5	9	5	0	0	

1. 予定価格
(税抜)

金	十 億 千 百			十 万 千			百 十		円	
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	2	8	1	3	9	0	0	0	0	

1. 最低制限価格
(税抜)

金	十 億 千 百			十 万 千			百 十		円	
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	2	0	8	4	1	9	0	0	0	

事前公表書

大東市水道事業管理者職務代理者

今回入札を執行する下記工事等に関して、予定価格（税抜）を事前公表いたします。

工事等の名称	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事																															
工事等の場所	(自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先 (至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先																															
工事等の内容	高圧受変電設備 配水ポンプ盤 75kwインバーター設備 計装盤 共通補機盤 中央監視制御設備機能増設 既設ポンプ室電気計装設備撤去および移設工事																															
工事等の期間	契約締結日の翌日から390日間																															
入札日	平成25年9月24日					設計図書郵送日	平成25年9月13日																									
予定価格 (税抜)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>¥</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>											十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	金	¥	2	8	1	3	9	0	0	0	0
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																						
金	¥	2	8	1	3	9	0	0	0	0																						
最低制限価格 (税抜)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>金</td> <td>¥</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>											十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	金	¥	2	0	8	4	1	9	0	0	0
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																						
金	¥	2	0	8	4	1	9	0	0	0																						
契約方法	指名競争入札																															
閲覧期間	平成25年9月17日 ~ 平成25年9月23日																															

最低制限価格算出表

工事番号	244
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

	税込	税抜
設計金額 (予定価格)	295,459,500	281,390,000

○最低制限価格算出

設計金額(税抜)

最低制限価格(税抜)計算

直接工事費	219,299,080	→80%
共通仮設費	15,078,986	→70%
現場管理費	20,805,037	→70%
一般管理費	26,206,897	→30%
合計	281,390,000	

直接工事費	175,439,000
共通仮設費	10,555,000
現場管理費	14,563,000
一般管理費	7,862,000
合計	208,419,000

仮最低制限価格(税抜)	208,419,000
--------------------	--------------------

○設定範囲チェック

	税込	税抜
上限(90%)	265,913,550	253,251,000
下限(70%)	206,821,650	196,973,000

○チェック内容

下限価格 < 仮最低制限価格 < 上限価格

OK

※上限値を超えた場合は→上限価格(千円以下切捨)が最低制限価格

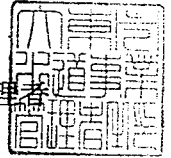
※下限価格を下回った場合は→下限価格(千円以下切捨)が最低制限価格

最低制限価格	税込	税抜
	218,839,950	208,419,000

※上記チェックが範囲外によりエラーの場合は、要手入力

事前公表書

大東市水道事業管理者職務代理者



今回入札を執行する下記工事等に関して、予定価格（税抜）を事前公表いたします。

工事等の名称	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事										
工事等の場所	(自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先 (至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先										
工事等の内容	高圧受変電設備 配水ポンプ盤 75kwインバーター設備 計装盤 共通補機盤 中央監視制御設備機能増設 既設ポンプ室電気計装設備撤去および移設工事										
工事等の期間	契約締結日の翌日から390日間										
入札日	平成25年9月24日			設計図書郵送日	平成25年9月13日						
予定価格 (税抜)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	金	¥	2	8	1	3	9	0	0	0	0
最低制限価格 (税抜)		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	金	¥	2	0	8	4	1	9	0	0	0
契約方法	指名競争入札										
閲覧期間	平成25年9月17日 ~ 平成25年9月23日										

125期指し入れ

索引番号 第 号

起案用紙

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
25	30	9801	31	5/10	25.10.5.3.1

起案	平成 25年 9月 24日	文書番号	大東水総 第 号
決裁	平成 25年 9月 24日	発信者名	
施行・発送	平成 25年 9月 25日	あて先	

件名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
 に係る工事請負契約の締結について(伺い) **指**

管理者	部長	次長	決裁区分
	天嶋		管理部長 課長 主任 査席

課長	課長補佐	上席主査	主査	起案者(内線)
				奥山 淳一 (624)

・ 合議 () ・ 供覧 () 文書主任

部長	次長	課長	課長補佐	上席主査	主査	水道局 25.9.25 公印済
----	----	----	------	------	----	-----------------------

標記について、指名競争入札で別添入札調書のとおり落札したので、下記により工事請負

契約を締結してよろしいか。

記

1 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事 /

(裏面記載)

2 契約の相手方	大阪市北区中之島二丁目3番18号 /		
	(株)日立製作所関西支社 /		
	支社長 真鍋 靖 /		
3 工事代金	¥218,839,950 円 /		
	落札金額	¥208,419,000 円 /	
	消費税額等	¥10,420,950 円 /	
4 工事場所	(自)大東市灰塚四丁目1番1号地先 /		
	(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先 /		
5 工事期間	平成25年9月26日(木) /	から	
	平成26年10月20日(月) /	まで	390 日間
6 契約書	別途工事請負契約書(案)にて締結 /		

予算整理表 (契約行為・工事)

平成 25 年度 大東市水道事業会計

負担No.	25-000836-00
予定No.	25-000244

所 属	同年月日	決裁日	負担処理日	平成 25 年 9 月 25 日
総務課経理G				
項 目	01 建設改良費		消費税額等	6,869,523 円
節	03 設備改良費		予算現額	655,729,150 円
細節	18 工事請負費		負担累計	144,260,000 円
明細	0001 工事請負費		予算残額	511,469,150 円
	0001 工事請負費		予定累計	242,395,650 円
予算所属	総務課経理G	税 区 分	課 税	予定残額
				269,073,500 円
工事場所	(自)大東市灰塚四丁目1番1号地先			
工事場所	(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先			
摘 要	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
契約方法	指名競争入札			
契約先	大阪市北区中之島二丁目3番18号 (株)日立製作所 関西支社			
契約先	支社長 真鍋 靖			
契約先	大阪市北区中之島二丁目3番18号 (株)日立製作所 関西支社			



工 事 請 負 契 約 書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
2. 工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先
3. 工事期間 平成25年9月26日(木) から
平成26年10月20日(月) まで 390 日間
4. 請負金額 ¥218,839,950 円
うち取引に係る消費税額等 ¥10,420,950 円
5. 契約保証金 大東市水道事業会計規程第102条第1号の規定による
6. 支払条件 約款に記載

『取引に係る消費税額等』は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。

7. 解体工事に要する費用等

当該契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。

尚、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。

上記工事について、発注者 大東市水道局と受注者 (株)日立製作所 関西支社とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1通を保有する。

平成25年 9月25日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号
大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛

受注者 住所 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社 日立製作所関西支社

氏名 支社長 真鍋 靖

入札結果一覧表

工事等の名称	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事 /	
工事等の場所	(自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先 / (至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先 /	
工事等の内容	事前公表書と同じ /	
工事等の期間	平成25年9月26日 / ~ 平成26年10月20日まで 390 日間	
入札日	平成25年9月24日 /	
入札業者・ 名称・ 金額 (税抜)	入札業者の名称	入札金額
	朝日企業(株) /	¥281,000,000 /
	(株)日立製作所 関西支社 /	¥208,419,000 /
	関西日立(株) /	辞退 /
	(株)明電舎 関西支社 /	辞退 /
	メタウォーター(株)西日本営業部 /	辞退 /
	吉田機電(株)大阪支店 /	¥280,000,000 /
	(株)東芝 関西支社 /	辞退 /
	三菱電機(株) 関西支社 /	辞退 /
	(株)マコト電気 /	¥275,000,000 /
	(株)安川電機 大阪支店 /	辞退 /
	日新電機(株) 関西支社 /	辞退 /
落札業者 の名称	(株)日立製作所 関西支社 /	
落札金額 (税抜)	¥208,419,000 /	
予定価格 (税抜)	¥281,390,000 /	
調査基準価格 (税抜)	-	
最低制限価格 (税抜)	¥208,419,000 /	
契約方法	指名競争入札 /	
指名理由	○業種 ○施工・指名実績 ○手持工事の状況 ○不誠実な行為の有無	
閲覧期間	平成25年9月25日から2年間 /	

【 予 定 価 格 調 書 】

1. 工 事 名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

1. 工 事 場 所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先
 (至)大東市灰塚四丁目1番1号地先

1. 入札執行日時 平成25年9月24日(火) 午前 10時00分

1.	設計金額 (税込)	金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	2	9	5	4	5	9	5	0	0

1.	予定価格 (税込)	金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	2	9	5	4	5	9	5	0	0

1.	予定価格 (税抜)	金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	2	8	1	3	9	0	0	0	0

1.	最低制限価格 (税抜)	金	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	2	0	8	4	1	9	0	0	0

【 入 札 調 書 】

1 工 事 名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

1	設計金額(税込)	¥295,459,500 円
1	予定価格(税込)	¥295,459,500 円
1	予定価格(税抜)	¥281,390,000 円
1	最低制限価格(税抜)	¥208,419,000 円
1	落札金額(税抜)	¥208,419,000 円

辞退
 辞退
 辞退
 辞退
 辞退
 辞退
 辞退

入 札 業 者 名	順位	第1回	順位	第2回	備考
(株)日立製作所 関西支社	1	208,419,000			落札
(株)明電舎 関西支社					
三菱電機(株) 関西支社					
(株)東芝 関西支社					
吉田機電(株)大阪支店		180,000,000			
朝日企業(株)		281,000,000			
メタウォーター(株)西日本営業部					
関西日立(株)					
(株)マコト電気	2	275,000,000			
日新電機(株) 関西支社					
(株)安川電機 大阪支店					
		以下	余	白	

入札録

1 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

1 工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先

(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先

1 入札執行日時 平成25年9月24日(火) 午前 10時00分

1 指名業者名

(株)日立製作所 関西支社

(株)明電舎 関西支社

三菱電機(株) 関西支社

(株)東芝 関西支社

吉田機電(株)大阪支店

朝日企業(株)

メタウォーター(株)西日本営業部 関西日立(株)

(株)マコト電気

日新電機(株) 関西支社

(株)安川電機 大阪支店

1 出席業者名

(株)日立製作所 関西支社、吉田機電(株)大阪支店
朝日企業(株)、(株)マコト電気

1 入札執行者

高倉総括次長、奥山 上席主査、八幡、濱田

1 入札立会人

江藤

【 入 札 参 加 表 】

- 1 工 事 名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
- 1 工 事 場 所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先
- 1 入札日時及び場所 平成25年9月24日(火) 午前 10時00分
大東市水道局 3階会議室

設計書、仕様書、入札要項並びに現場状況を熟読のうえ、入札に参加することを証するため署名押印します。

参加業者名

大阪市北区中之島二丁目3番18号

株式会社日立製作所関西支社

支社長 真 鍋 靖

代理人

大阪市西区阿波座2-1-1

株式会社マコト電気

代表取締役社長 中村 哲也

代理人

大阪市東成区東小橋1丁目15番19号

吉田機電株式会社大阪支店

取締役 支店長 石山 光剛

代理人

大阪市北区天満二丁目7番30号

朝日企業株式会社

代表取締役 谷 澤 大祐

代理人



入札書

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 (税抜き)	¥	2	0	8	4	1	9	0	0	0

但し 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

頭書金額をもって貴市設計書、仕様書
及び図面の通り工事請負をしたいので
入札します。

平成25年9月24日

住所 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社日立製作所関西支社
氏名 支社長 真鍋 靖
代理人  

大東市水道事業管理者職務代理者

水道局長 松本 剛 様

入 札 書

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 (税抜き)	¥	2	8	0	0	0	0	0	0	0

但し 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

頭書金額をもって貴市設計書、仕様書
及び図面の通り工事請負をしたいので
入札します。

平成25年9月24日

住 所 大阪市東成区東小橋1丁目15番19号

吉田機電株式会社大阪支店

氏 名

取締役 支店長 石山 光 剛

代理人

大東市水道事業管理者職務代理者

水道局長 松 本 剛 様

入札書

金 (税抜き)	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	2	8	1	0	0	0	0	0	0	0

但し 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

頭書金額をもって貴市設計書、仕様書
及び図面の通り工事請負をしたいので
入札します。

平成25年9月24日

住所

大阪市北区天満二丁目7番30号

朝日企業株式会社

氏名

代表取締役 谷澤大祐

代理人

大東市水道事業管理者職務代理者

水道局長 松本剛様


入札書

	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 (税抜き)	¥	2	7	5	0	0	0	0	0	0

但し 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

頭書金額をもって貴市設計書、仕様書
及び図面の通り工事請負をしたいので
入札します。

平成25年9月24日

住所 大阪市西区阿波座2丁目1番1号
株式会社 マコト電気
氏名 代表取締役 中村哲也
社 長
代理人 

大東市水道事業管理者職務代理者

水道局長 松本 剛 様

平成 25 年 9 月 19 日

大東市水道事業管理者職務代理者

水道局長 松本 剛 様

所在地 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(中之島ダイビル内)

商号又は名称 日新電機株式会社関西支社

代表者氏名 支社長 高尾 光昭



入 札 辞 退 届

工事名又は業務名

灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

(専任可能な技術者が不足している為)

平成 25年 9月 24日

委任状

大東市水道事業管理者職務代理者 水道局長 松本 剛 様

住 所

大阪市東成区東小橋1丁目15番19号

会 社 名

吉田機電株式会社大阪支店

代 表 者 名

取締役 支店長 石山 光 剛

印



私は、
権限を委任します。

を代理人と定め、次の行為を行う

工 事 名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先

委任事項 入札及び見積に関する一切の権限

受 任 者
使用印鑑



委任状

平成25年 9月24日

大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛 様

大阪市北区天満三丁目7番30号
朝日企業株式会社
代表取締役 谷澤 大祐

私は、  を代理人と定め下記の権限を
委任します。

記

工事名 : 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

上記の件に関する見積及び入札の件

委任状

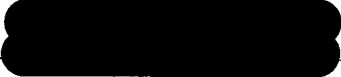
平成 25年 9月 24日

大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛 様

所在地
商号又は名称
代表者役職氏名

大東市北区中之島三丁目3番18号
株式会社 日立製作所関西支社
支社長 真鍋 靖



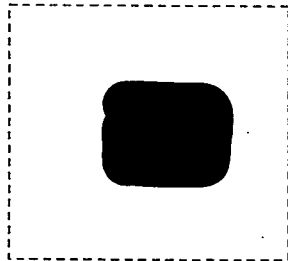
私は、 を代理人と定め下記工事（委託）に係る入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1. 工事（委託）名称

灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

2. 受任者使用印鑑

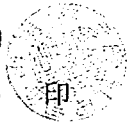


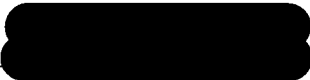
委任状

平成 25 年 9 月 24 日

大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛 様

所在地 大阪市西区阿波座2丁目1番1号
商号又は名称 株式会社 マコト電気
代表取締役社長 中村 哲也



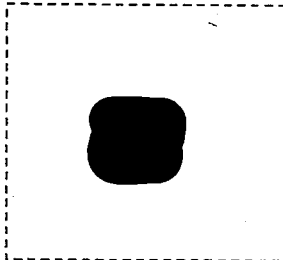
私は、 を代理人と定め下記工事（委託）に係る入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1. 工事（委託）名称

灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

2. 受任者使用印鑑



課長	代理	主幹	上席主査	主査	係員

現場代理人及び技術者届

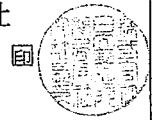
平成25年9月25日

大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛様

請負者住所 大阪市北区中之島二丁目3番18号



株式会社日立製作所 関西支社

氏名 支社長 真鍋 靖



平成 25年 9月25日付けをもって契約した下記の工事の現場代理人
及び技術者について、次のとおりお届けします。

記

工 事 名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
現 場 代 理 人	住 所 
	氏 名 朝倉 信幸
主任・監理・専門 技 術 者	住 所 
	氏 名 朝倉 信幸
主任・監理・専門 技 術 者	住 所
	氏 名
主任・監理・専門 技 術 者	住 所
	氏 名

上記技術者の種類について、該当するものを○印で囲んで下さい。

受 付 印	(注 意)	1. 現場代理人は、主任技術者・監理技術者及び 専門技術者がこれを兼ねることができる。
		2. 主任技術者・監理技術者・専門技術者の設置 基準については、建設業法第26条及び第26 条の2を参照すること。
		3. 現場代理人及び技術者については、請負者と 直接的かつ恒常的雇用関係にあるもの。

元請用

工事または業務の名称：塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

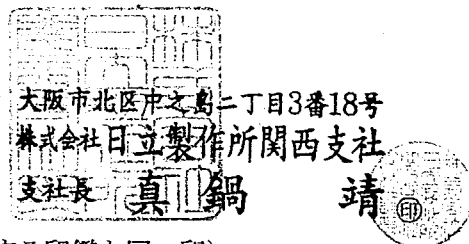
誓約書

私は、大東市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員および暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の公共工事等を受注するに際して、大東市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大東市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書および役員名簿等が市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると市が大阪府警察本部から通報を受け、または、市の調査により判明した場合は、市が大東市暴力団排除条例および大東市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が大東市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を市に提出します。(契約金額500万円未満のものは除く。ただし、水道事業管理者が必要であると認めた場合は、契約金額を問わず誓約書を提出するよう求める場合があります。)
- 6 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると市が大阪府警察本部から通報を受け、または市の調査により判明し、市から下請契約等の解除の指導または二次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

平成 25 年 9 月 25 日
大東市水道事業管理者 様

所在地
商号または名称
代表者名



(契約書に押印する印鑑と同一印)

代表者の生年月日 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日



0000

工 事 請 負 契 約 書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
2. 工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先
3. 工事期間 平成25年9月26日(木) から
平成26年10月20日(月) まで 390 日間
4. 請負金額 ¥218,839,950 円
うち取引に係る消費税額等 ¥10,420,950 円

『取引に係る消費税額等』は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。

5. 契約保証金 大東市水道事業会計規程第102条第1号の規定による
6. 支払条件 約款に記載
7. 解体工事に要する費用等

当該契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。

尚、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。

上記工事について、発注者 大東市水道局と受注者 (株)日立製作所 関西支社とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1通を保有する。

平成25年 9月25日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

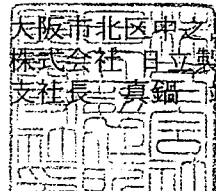
氏名 大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛



受注者 住所 大阪市北区中之島二丁目3番18号

株式会社 日立製作所関西支社

氏名 支社長 真鍋 靖



(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を順守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この約款の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言葉は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、この約款の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証 (3) を旨
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 3 発
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 権限
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は請負代金の100分の10以上としなければならない。 4 第
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 5 発
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。 (権利義務の譲渡等) 6 発
- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。 (氏名) 第10
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。 (監理) あり
- (一括委任又は一括下請負の禁止) (3)
- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 2 現
- (下請負人の通知) 変更
- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。 3 受
- (特許権等の使用) 4 現
- 第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。 (履行) 第11
- (監督員) (工事) 第12
- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。 2 発
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。 3 受
- (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議 求を
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾 4 受

る金

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

は請

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

約保

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

は、

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申し出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

注者

6 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

いた

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

によ

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。）ただし、当該工事が同条第3項に規定するものである場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者とし、当該工事が同条第4項に該当する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。

に譲

承諾

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

5工作

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この約款に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

こがで

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

三者の

り使用

した場

かった

4 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

変更し

ら発注

を有す

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

承諾

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対してその理由を

- 明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。
- (工事材料の品質及び検査等)
- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から10日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- (監督員の立会い及び工事記録の整備等)
- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立ち会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- (支給材料及び貸与品)
- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡に当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該

支給
品質
その
3 受
書
4 受
す
知し
5 発
れ
しく
当
6 発
規
7 発
は
8 受
9 受
料
10
つた
害
11
ない
(工事
第16
等
たE
2 受
3 工
者か
らの
工事
4 前
修
修
くは
した

と請求
してい
べき
場合に
ばな
らない。
を受
るも
りを使
い
写真
りと
こ提出
受けた
工程に
工事
材料
員の請
直接要
下「貸
ところ
、当該

支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書のと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引き渡しを受けたときは、引き渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。ただし、受注者の意見を聴くことができない場合は、受注者の意見を聴くことを要さず発注者が定めることができる。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する経費は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること

(3) 設計図書の表示が明確でないこと

(4) 工事現場の現状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの

5 前
と
ば
(設
第19
す
額
(工
第20
騒
で
施
は
2 発
事
3 発
は
建
受
(受
第21
こ
り、
(発
第22
るこ
2 発
通
3 発
書
(工
第23
内
2 前
だ
日、
ない

て定め
が定め
したと
きその
は請負
いて、
がある
部分を
の旨を
立が定
施工条
は、受
には、
きは、
ならな
を聴い
は、次

発注者と受注者とが協議して発注者が行う

5 前項の規定により設計図書の見直し又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは発注者と受注者とが協議の上、必要な費用の負担を決定するものとする。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(貸金又は物価の変動等に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内に貸金水準又は物価水準の著しい変動により請負代金額が著しく不相当となったと認めるときは、相手方と協議の上、請負代金額の変更をすることができる。

2 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の改正等によって消費税額に変動が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、請負代金額の変更をすることができる。

(臨機の措置)

第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者と受注者とが協議の上、負担者及び負担額を決定する。

(一般的損害)

第 27 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 28 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い受注者の業務上要求される注意義務をもってしても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不
第 29
の
り、
受注
2 発
者の
れた
3 受
こと
4 発
事
14
録等
額
5 損
(1)
損
額と
(2)
損
はそ
(3)
損
とし
する
もの
6 数
額の
に要
を起
て同
(請負
第 30
29
理由
る。
の E

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めるものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者いずれの責めにも帰することができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、第29条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引き渡し)

第31条 受注者は工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引き渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4(限度額を設定している場合にはその限度額)以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に金70,000,000円以内を前払金を支払わなければならない。

ない。
に協議
の上、
注者に
由を受
たとき
了と同
ければ
ならな
払わな
した日
くもの
数が約
部又は
うない。
及ぼし
金保証
証証書
前払金
円以内

ただし、平成25年度においては金51,200,000円以内とする。

平成26年度においては金18,800,000円以内とする。

- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の2（限度額を設定している場合にはその限度額）から受領済みの前払い金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の10分の2を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払い金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事に材料費、労務費、機械器具等の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保険料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料[及び製造工場等にある工場製品]（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は契約書記載の回数を越えることができない。

- 2 受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料等の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引き渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引き渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引き渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払い請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一部中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第41条 発注者は、工事目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前
らの
事等
行わ
れら
る
3 発
の旨
し、
4 発
その
5 第
であ
知し
(履行
第42
は、
2 前
応じ
3 発
る請
セン
(公共
第43
証が
工事
する
2 受
う。)
が行
(1) 請
を除
(2) 工
(3) 工
(4) 工
(5) 工
た第
3 発
権利

- において
- 受注者
場合には、
- 項及び
相当額
- きこと
ときに
指定部
る請負
- 請負代
者と受
受けた
金額)
- ること
- い請求
条(第
- づく支
の全部
た書面
- るとき
働者、
しくは
- の修補を
- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合には1年以内に、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合は2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
 - 3 発注者は、工事目的物の引き渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
 - 4 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
 - 5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- (履行遅延の場合における損害金等)
- 第42条 受注者の責に帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責に帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- (公共工事履行保証証券による保証の請求)
- 第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引き渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
 - (2) 工事完成債権
 - (3) かし担保債権(受注者が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。)
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
 - 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害保証債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第44条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第46条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者（受注者が協同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたときと認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したときと認められるとき。

ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償

し
(受
第46
(1)
(2)
は、
完
(3)
2 受
に言
(解
第47
び
受
必
る、
2 前
3 第
に。
出
とき
の目
の夫
4 受
た
料
た
を見
5 受
なり
を
6 受
器
が
け
7 前
修
修

き、保
保証債
保証金

する見
と認め
引じ。

の支店
が暴力
力団員

う。以
って、

は積極

ずれか

の契約
除を求
る額を
ている

、契約
を賠償

しなければならない。

(受注者の解除権)

第 46 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5 (工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 47 条 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額 (第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額) を第 1 項前段の出来高部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 45 条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件 (下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若し

くは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条の規定によるときは発注者が定め、第45条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。ただし、受注者の意見を聴くことができない場合は、受注者の意見を聴くことを要さず、発注者が定めることができる。

(火災保険等)

第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下本条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による大阪府建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第51条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項(第8条の3において準用する場合を含む)の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二
要
が
見
限、
こ
事
に
て
者
の
こ
事
争
と
支
術
する
す
わ
し
又
する
そ
代
金
る
額
号)
こ
選
用
す

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 52 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成 25 年度 金 144,260,000 円

平成 26 年度 金 74,579,950 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

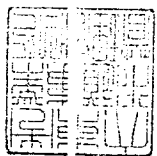
平成 25 年度 金 160,296,150 円

平成 26 年度 金 58,543,800 円

3 発注者は、予算の都合その他必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（補則）

第 53 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。



工事請負変更契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

3. 工事期間 平成25年9月26日(木)から
平成27年3月24日(火)まで 545日間

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

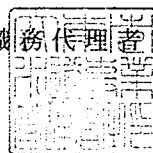
平成26年10月20日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者

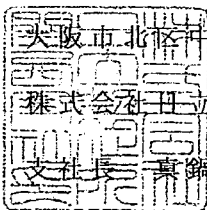
水道局長 松本 剛



受注者 住所 大阪市北区中之島二丁目3番18号

株式会社日立製作所関西支社

氏名 支社長 真鍋 靖



索引番号 第 38 号

起案用紙

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
26	30	9801	3/	5/3	永・10・5・3・1

起案	平成 26 年 10 月 16 日	文書番号	大東水総 第 号
決裁	平成 26 年 10 月 17 日	発信者名	
施行・発送	平成 26 年 10 月 20 日	あて先	

件名

灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

に係る工事請負変更契約の締結について (同い)

管理者	部長	総括次長	決裁区分
	天嶋		◎ 管理部課主上 管理者 長 長 査席

次長	課長	課長補佐	上席主査	主査	起案者 (内線)
					奥山 淳一 (624)

◎ 合議 (施設課)	・ 供覧 ()	文書主任
--------------	----------	------

部長	次長	課長	課長補佐	上席主査	主査	水道局 26.10.20 公印済

標記について、下記のとおり工事請負変更契約を締結してよろしいか。

記

- 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
- 契約の相手方 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社日立製作所関西支社 支社長 真鍋 靖
- 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先 (裏面記載)

工事請負変更契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

3. 工事期間 平成25年9月26日(木)から
平成27年3月24日(火)まで 545日間

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年10月20日

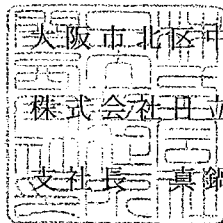
発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号
大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛



受注者 住所 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社日立製作所関西支社

氏名 支社長 東 靖







起案用紙

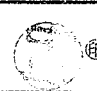
年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
26	30	9801	3/	5/3	永・10・5・3・1






起案	平成 26 年 10 月 16 日	文書番号	大東水総 第 号
決裁	平成 26 年 10 月 17 日	発信者名	
施行・発送	平成 26 年 10 月 20 日	あて先	

件名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事に係る工事請負変更契約の締結について (伺い)

管理者	部長	総括次長	決裁区分
			◎ 管理部 課主 管理者 部長 長 査席

次長	課長	課長補佐	上席主査	主査	起案者 (内線)
					奥山 淳一 (624)

◎ 合議 (施設課) ・ 供覧 () 文書主任 

部長	次長	課長	課長補佐	上席主査	主査	水道局 26.10.20 公印済
						

標記について、下記のとおり工事請負変更契約を締結してよろしいか。

記

- 1 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
- 2 契約の相手方 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社日立製作所関西支社 支社長 真鍋 靖
- 3 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先 (裏面記載)



工事請負変更契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

3. 工事期間 平成25年9月26日(木)から
平成27年3月24日(火)まで 545日間

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年10月20日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号

大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者

水道局長 松本 剛

受注者 住所 大阪市北区中之島二丁目3番18号

株式会社日立製作所関西支社

氏名 支社長 真鍋 靖

起案用紙

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
25	30	9801	3	5/3	永・10・5・3・1

起案	平成26年3月19日	文書番号	大東水総第	号
決裁	平成26年3月19日	発信者名		
施行・発送	平成26年3月19日	あて先		

件名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事に係る工事請負変更契約の締結について (伺い)

管理者	部長	次長	決裁区分
			◎ 管理部課主上 管理者 部長 長 査席

課長	課長補佐	上席主査	主査	起案者 (内線)
				奥山淳一 (624)

・ 合議 (施設課) ・ 供覧 () 文書主任

部長	次長	課長	課長補佐	上席主査	主査	水道局 26.3.19 公印済

標記について、下記のとおり工事請負変更契約の締結をしてよろしいか。

記

- 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
- 契約の相手方 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社日立製作所関西支社 支社長 真鍋 靖
- 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先 (裏面記載)

0002

工事請負変更契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

記

1. 支払条件の変更 部分払を2回に変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 3月19日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号
大東市水道局

氏名 大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛

受注者 住所 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社自立製作所関西支社

氏名 支社長 真鍋 靖

1457744401

索引番号 第 号

起案用紙

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
25	30	98013	/	5/13	②・10・5・3・1

起案	平成 25年 9月 24日	文書番号	大東水総 第 号
決裁	平成 25年 9月 24日	発信者名	
施行・発送	平成 25年 9月 25日	あて先	

件名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
 に係る工事請負契約の締結について(伺い) **指**

管理者	部長	次長	決裁区分
			○ 管理部課主上 管理部長 長 長 査席
課長	課長補佐	上席主査	主査

合議 () 供覧 () 文書主任

部長	次長	課長	課長補佐	上席主査	主査

水道局
25.9.25
公印法

標記について、指名競争入札で別添入札調書のとおり落札したので、下記により工事請負
 契約を締結してよろしいか。
 記

1 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

(裏面記載)

2 契約の相手方	大阪市北区中之島二丁目3番18号		
	(株)日立製作所関西支社		
	支社長 真鍋 靖		
3 工事代金	¥218,839,950 円		
	落札金額	¥208,419,000 円	
	消費税額等	¥10,420,950 円	
4 工事場所	(自)大東市灰塚四丁目1番1号地先		
	(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先		
5 工事期間	平成25年9月26日(木)	から	
	平成26年10月20日(月)	まで	390 日間
6 契約書	別途工事請負契約書(案)にて締結		

予算整理表 (契約行為・工事)

平成 25 年度 大東市水道事業会計

負担No. 25-000836-00

予定No. 25-000244

所 属	同年月日	決裁日	負担処理日	平成 25 年 9 月 25 日
総務課経理G				
項 目	01 建設改良費		消 費 税 額 等	6,869,523 円
節	03 設備改良費		予 算 現 額	655,729,150 円
細 節	18 工事請負費		負 担 累 計	144,260,000 円
明 細	0001 工事請負費		予 算 残 額	511,469,150 円
	0001 工事請負費		予 定 累 計	242,395,650 円
予算所属	総務課経理G	税 区 分	課 税	予 定 残 額
				269,073,500 円
工事場所	(自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先			
工事場所	(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先			
摘 要	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
契約方法	指名競争入札			
契約先	大阪市北区中之島二丁目3番18号 (株)日立製作所 関西支社 支社長 真鍋 靖			
契約先	大阪市北区中之島二丁目3番18号			

工事請負契約書

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
2. 工事場所 (自)大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至)大東市灰塚四丁目1番1号地先
3. 工事期間 平成25年9月26日(木) から
平成26年10月20日(月) まで 390 日間
4. 請負金額 ¥218,839,950 円
うち取引に係る消費税額等 ¥10,420,950 円
5. 契約保証金 大東市水道事業会計規程第102条第1号の規定による
6. 支払条件 約款に記載

『取引に係る消費税額等』は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。

7. 解体工事に要する費用等

当該契約が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。

尚、対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。

上記工事について、発注者 大東市水道局と受注者 ㈱日立製作所 関西支社とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年 9月25日

発注者 住所 大東市灰塚四丁目1番1号
大東市水道局
氏名 大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛



受注者 住所 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社 日立製作所関西支社
氏名 支社長 真鍋 靖






起案用紙





年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
26	30	9803	41	542	水 10.5.3.1

起案	平成 26 年 10 月 14 日	文書番号	大東水施第 85 号
決裁	平成 年 月 日	発信者名	
施行・発送	平成 年 月 日	あて先	

件名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事の工期の変更について
(同い)

管理者	部長	決裁区分
		<input checked="" type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 局長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 席主査

次長	課長	参事	課長補佐	席主査	起案者(内線)
					元木 光治 (658)

<input checked="" type="checkbox"/> 合議 (総務課) <input type="checkbox"/> 供覧 ()	文書主任
部長 次長 課長 課長補佐 席主査    	

標記について、別紙設計書並びに、関係函書のとおり下記により設計内容の変更をしてよろしいか。

記

- 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
- 施工場所 (白) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先 (裏面記載)

3. 請負業者 株式会社日立製作所 関西支社 支社長 真鍋 靖

4. 原工事期間 平成25年 9月26日(木) から
平成26年10月20日(月) まで 390日間

5. 変更工事期間 平成25年 9月26日(木) から
平成27年 3月24日(火) まで 545日間

6. 請負代金額 原請負金額のとおり。

7. 変更事由

本工事は、当初工事期間にて施工を予定しておりましたが、平成25年度
実施した配管工事において、事前調査では発見できなかった施工上障害となる
不明管が発見され、その調査及び撤去に時間を要した為、本工事も現地入りに
遅れが生じました。これにより、工事請負契約書第21条に基づき契約工期を
変更するものです。

8. 工事の変更通知について

別紙 業者宛 工事の変更通知(案)のとおり



平成26年 月 日

工事の変更通知

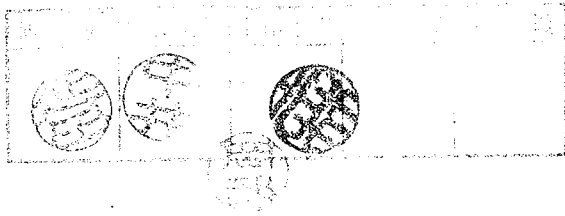
株式会社日立製作所 関西支社
支社長 真鍋 靖 様

大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松 本 剛

工事請負契約書第21条に基づき、下記のとおり工期を変更します。

記

1. 工 事 名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
2. 工 事 場 所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号 地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号 地先
3. 原工事期間 平成25年 9月26日(木) から
平成26年10月20日(月) まで 390日間
4. 変更工事期間 平成25年² 9月26日(木) から
平成27年 3月24日(火) まで 545日間
5. 請 負 金 額 ￥218,839,950-
うち取引に係る消費税額等 ￥10,420,950-
(原請負金額のとおり)



大東水施第 85 号
平成26年 月 日

株式会社日立製作所 関西支社
支社長 真鍋 靖 様

下記のとおり
回答いたします。

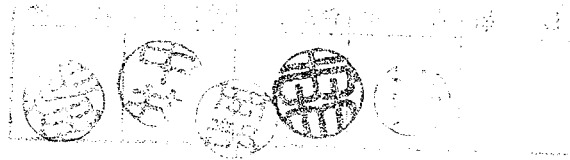
大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛

工事内容の変更について（回答）

平成26年10月2日付けにて協議依頼のありました、工事内容の変更について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号 地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号 地先
3. 工事期間 平成25年 9月26日(木) から
平成26年10月20日(月) まで 390日間
4. 回答
○工事期間を次のとおりとする。
平成25年 9月26日(木) から
平成27年 3月24日(火) まで 545日間
○工期変更が伴うため、工事日報等関係書類は速やかに提出すること。
○工事担当者の指示に従い施工すること。
○工事請負契約書内容を遵守すること。

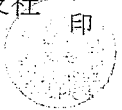
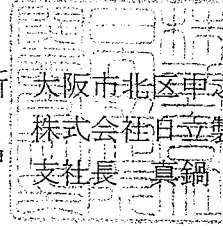


平成 26 年 10 月 2 日

大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛 様

請負者

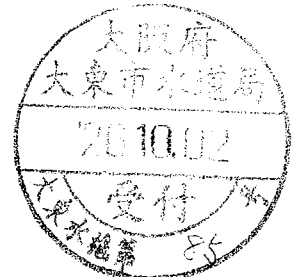
住 所 大阪市北区甲之島二丁目3番18号
氏 名 株式会社日立製作所 関西支社
支社長 真鍋 靖



工事の施工に当り、契約工期内で竣工ができませんので、工期の変更について
下記の通りご協議願います。

記

- 1 工 事 名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
- 2 工 事 場 所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号 地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号 地先
- 3 請負契約金額 ¥218,839,950-
(うち取引に係る消費税額等¥10,420,950-)
- 4 工 期 着手年月日 平成25年9月26日(木) から 390日間
竣工年月日 平成26年10月20日(月) まで
- 5 変更理由及び内容 本工事は、上記工事期間にて施工を予定しておりましたが、
他の工事において地下埋設物等の調査、確認等に時間を要した
為、工期が延長となりそれに伴い弊社施工範囲の設備工事も
現地入りが遅れた為に、当初の契約工期内に工事を完了する
ことができませんので、工期の変更についてご協議願います。



000201

工事請負変更契約書

1. 工 事 名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
2. 工 事 場 所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

記

1. 支払条件の変更 部分払を2回に変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 3月19日

発 注 者 住 所 大東市灰塚四丁目1番1号
大東市水道局
氏 名 大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛



受 注 者 住 所 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社自立製作所関西支社
氏 名 支社長 真鍋 靖



起案用紙


年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
25	30	9801	3/	5/3	永・10・5・3・1






起案	平成26年0月19日	文書番号	大東水総 第 号
決裁	平成26年3月19日	発信者名	
施行・発送	平成26年3月19日	あて先	

件名
 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事に係る工事請負変更契約の締結について (伺い)

管理者	部長	次長	決裁区分
			◎ 管理部課主 ○ 管理者長長査席

課長	課長補佐	上席主査	主査	起案者 (内線)
				奥山 淳一 (624)

・ 合議 (施設課) ・ 供覧 ()
 文書主任 

部長	次長	課長	課長補佐	上席主査	主査	水道局 26.3.19 公印済
						

標記について、下記のとおり工事請負変更契約の締結をしてよろしいか。

記

- 1 工事名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
- 2 契約の相手方 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社日立製作所関西支社 支社長 真鍋 靖
- 3 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先 (裏面記載)



工事請負変更契約書

1. 工 事 名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
2. 工事場所 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目1番1号地先

平成25年9月25日付け契約締結された上記工事について、原契約の一部を次のとおり変更する。

記

1. 支払条件の変更 部分払を2回に変更する。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 3月 日

発注者 住 所 大東市灰塚四丁目1番1号
大東市水道局
氏 名 大東市水道事業管理者職務代理者
水道局長 松本 剛

受注者 住 所 大阪市北区中之島二丁目3番18号
株式会社日立製作所関西支社
氏 名 支社長 真鍋 靖

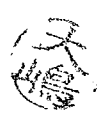
索引番号 第 号


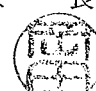

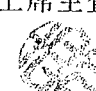
起案用紙
(供覧)

年度	会計	所属課	事業	簿冊名	保存区分
25	30	9803	41	542	(永) 10.5.3.1

起案	平成 26 年 3 月 17 日	文書番号	大東水工第 号
決裁	平成 26 年 3 月 19 日	発信者名	
施行・発送	平成 26 年 3 月 19 日	あて先	

件名
 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
 の部分払い追加について (伺い)

管理者	部長	局参事	決裁区分
			<input checked="" type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 上席

次長	課長	課長補佐	上席主査	起案者 (内線)
				江藤博文 (660)

<input checked="" type="checkbox"/> 合議 (総務課)	<input type="checkbox"/> 供覧 ()	文書主任
--	---------------------------------	------

部長	次長	課長	課長補佐	上席主査	文書主任
					

標記について、別紙設計書並びに、関係図書のとおり下記により契約内容の変更を
 お願いか。

記

1 工事名
 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事

2 施工場所
 (自) 大東市灰塚四丁目1番1号 地先
 (至) 大東市灰塚四丁目1番1号 地先 (裏面記載)

3 請負業者 (株)日立製作所関西支社 支店長 真鍋 靖

4 工事期間 平成25年 9月26日(木) から

平成26年10月20日(月)まで 390日間

5 請負金額 ¥218,839,950- (うち取引に係る消費税額等¥10,432,950-)

6 契約変更事由

当初予定していた平成25年度の出来高による、繰越額の部分払いを平成26年

度に1回追加するものです。

また、工事請負契約書第37条に基づき契約内容を変更するものです。

平成26年3月19日

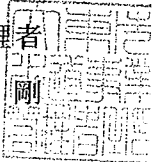
契約の変更通知

株式会社日立製作所関西支社

支店長 真鍋 靖 様

大東市水道事業管理者職務代理者

水道局長 松本



工事請負契約書第37条に基づき、下記のとおり、契約内容を変更します。

記

1. 工 事 名 灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
2. 工 事 場 所 (自) 大東市灰塚四丁目 1番 1号地先
(至) 大東市灰塚四丁目 1番 1号地先
3. 工 事 期 間 平成25年 9月26日(木) から
平成26年10月20日(月) まで 390日間
4. 工 事 請 負 代 金 ¥218,839,950円
(うち取引に係る消費税額等¥10,420,950円)
5. 変 更 内 容 当初予定していた平成25年度の出来高による、繰越額の部分払いを平成26年度に1回追加するものです。

灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う
電気計装設備工事

設 計 図

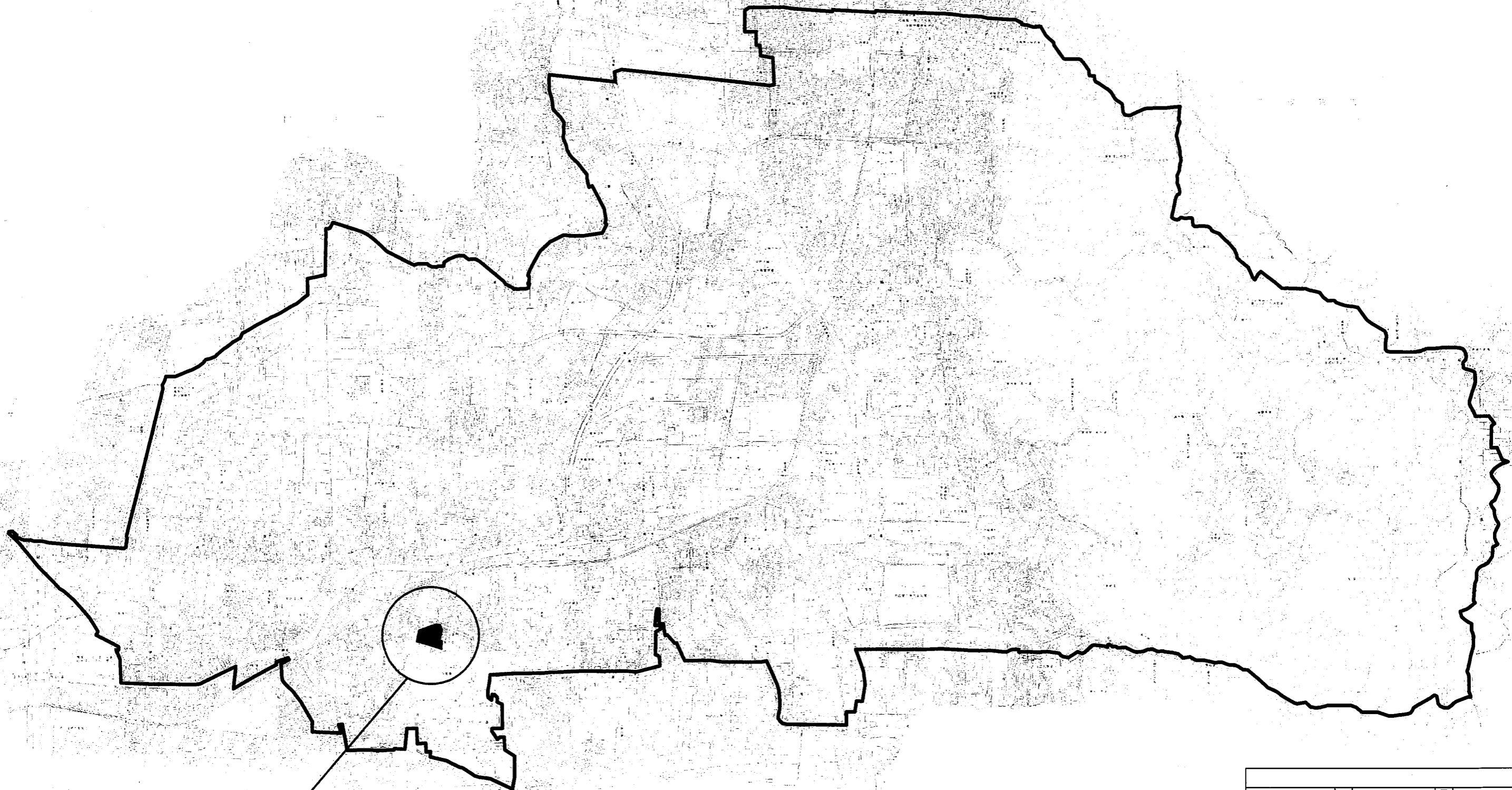
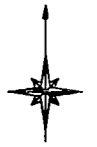
大 東 市 水 道 局

灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う 電気計装設備工事

図 面 目 録

番号	図 面 名 称	縮 尺	摘 要
1	位置図	1/10,000	
2	現況平面図	1/250	
3	計画平面図	1/250	
4	受変電設備 単線結線図	NONE	
5	受変電設備 盤外形図	1/20	
6	動力設備 単線結線図	NONE	
7	動力設備 盤外形図	1/20	
8	システム構成図	NONE	
9	計装フローシート	NONE	
10	計装設備 盤外形図	1/20	
11	電気工事 一般平面図	1/250	
12	電気室配線図 (新設)	1/50	
13	ポンプ室配線図 (新設)	1/50	
14	A-A 断面図 (新設)	1/50	

番号	図 面 名 称	縮 尺	摘 要
15	中央監視室配線図 (新設)	1/50	
16	場内配線図 1 (新設)	1/100	
17	場内配線図 2 (新設)	1/100	
18	場内配線図 3 (新設)	1/100	
19	配線系統図 1 (新設)	NONE	
20	配線系統図 2 (新設)	NONE	
21	接地系統図 (新設)	NONE	
22	ポンプ室配線図 (撤去)	1/50	
23	中央監視室配線図 (撤去)	1/50	
24	場内配線図 1 (撤去)	1/100	
25	場内配線図 2 (撤去)	1/100	
26	場内配線図 (撤去)	1/100	
27	配線系統図 1 (撤去)	NONE	
28	配線系統図 2 (撤去)	NONE	

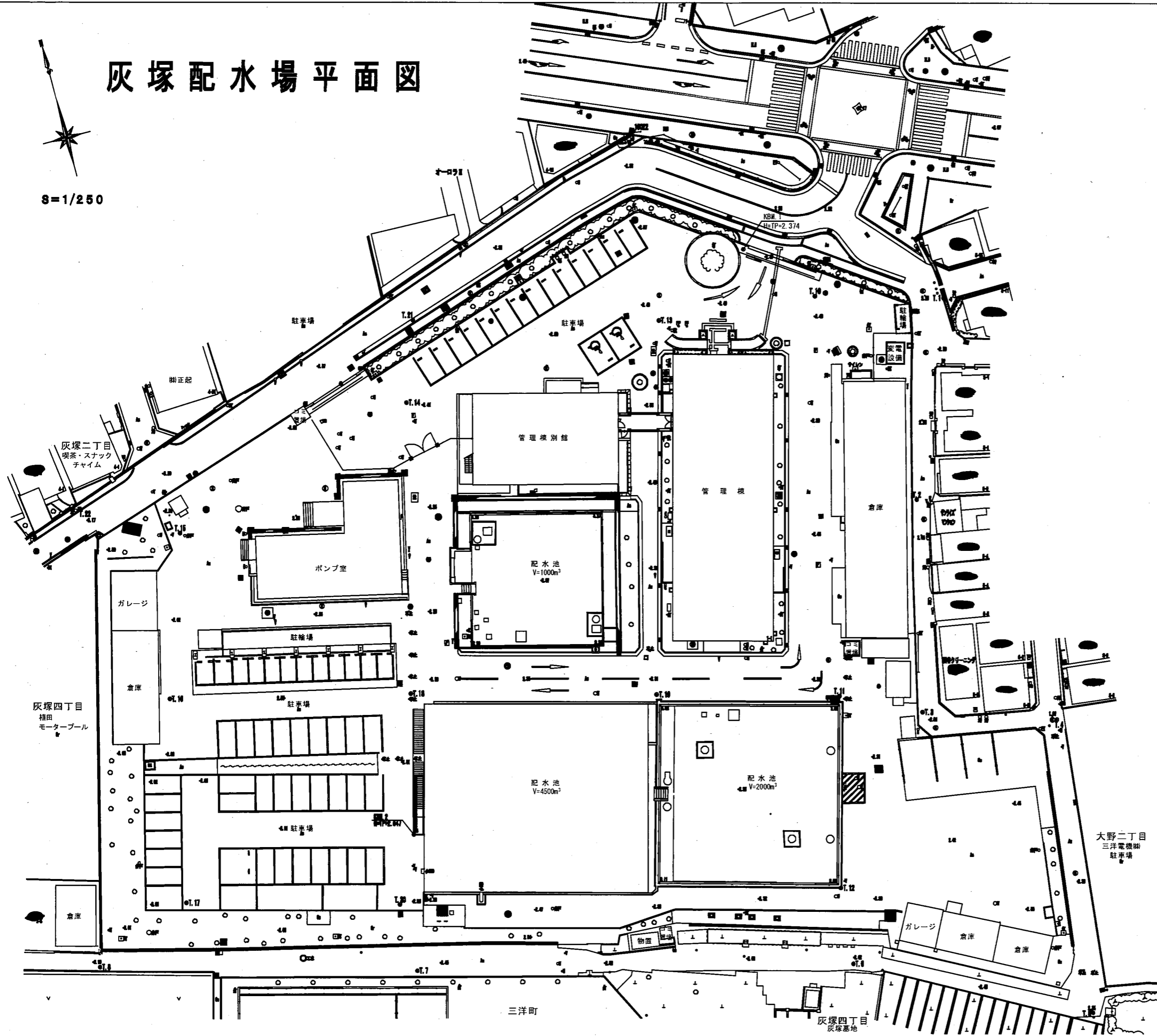


工事場所

平成 25年 3月	縮尺	1/10,000	図番	1/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	位置図			
大東市水道局				

灰塚配水場平面図

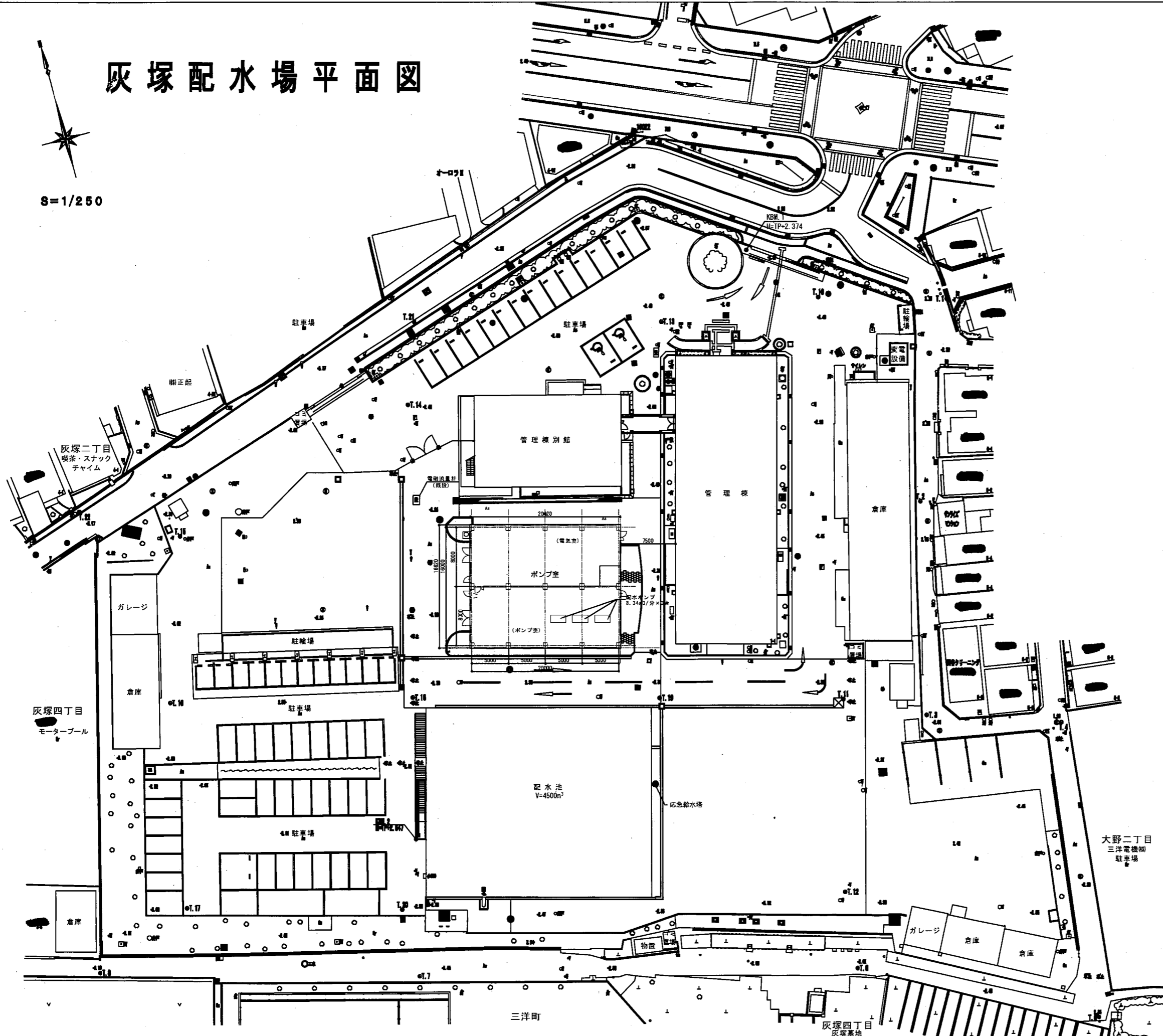
S=1/250



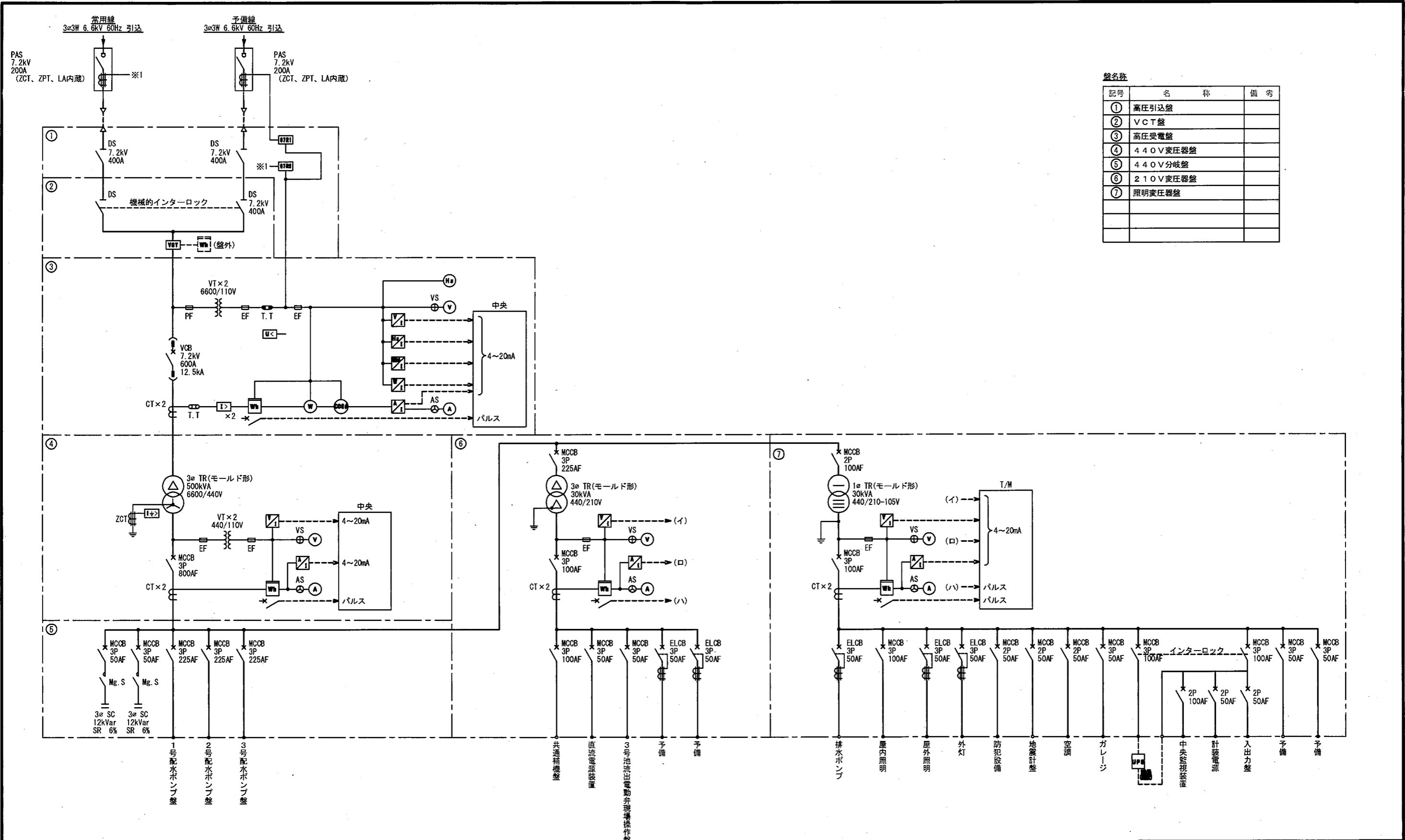
平成 25年 3月	縮尺 1/250	図番 2/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	現況平面図	
大東市水道局		

灰塚配水場平面図

S=1/250

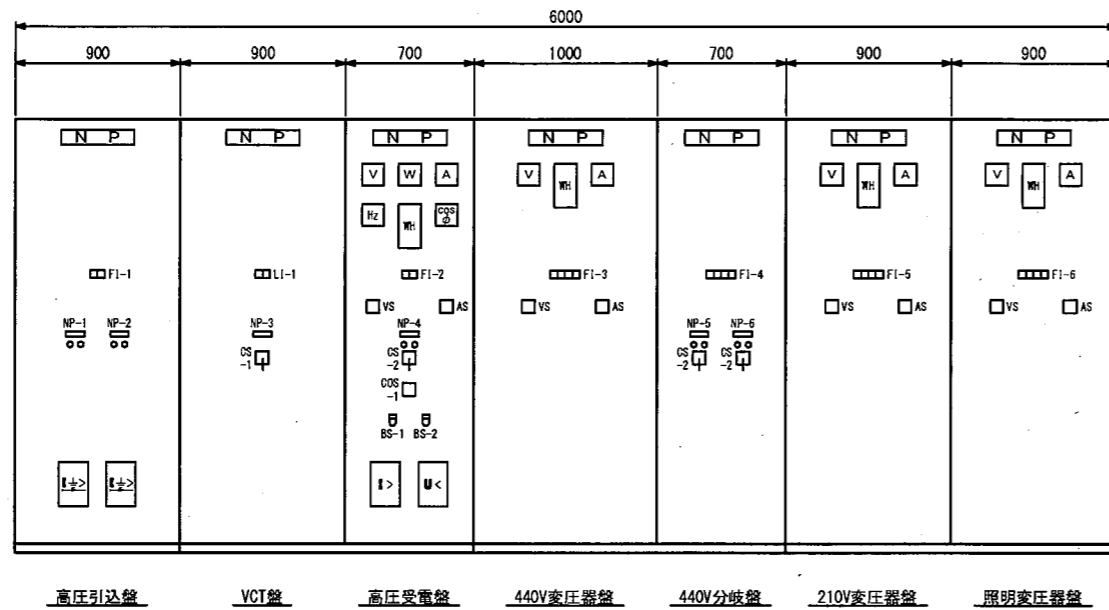


平成 25年 3月	縮尺 1/250	図番 3/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	計画平面図	
大東市水道局		

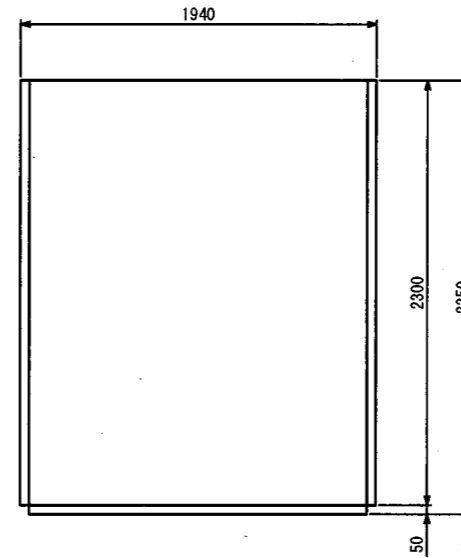


記号	名称	備考
①	高压引込盤	
②	VCT盤	
③	高压受電盤	
④	440V変圧器盤	
⑤	440V分岐盤	
⑥	210V変圧器盤	
⑦	照明変圧器盤	

平成 25年 3月	縮尺	NONE	図番	4/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	受変電設備 単線結線図			
大東市水道局				



正面図



側面図

記号	内容文字
NP-1	常用
NP-2	予備
NP-3	切換断路器
NP-4	受電遮断器
NP-5	No. 1コンデンサ
NP-6	No. 2コンデンサ
COS-1	切換開閉器 現場一中央
CS-1	操作開閉器 常用一予備
CS-2	操作開閉器 切一入
BS-1	押釦開閉器 表示復帰
BS-2	押釦開閉器 ランプテスト

FI-1		LI-1	
常用	予備	常用	予備
地絡	地絡		

FI-2	
受電	受電
停電	過電流

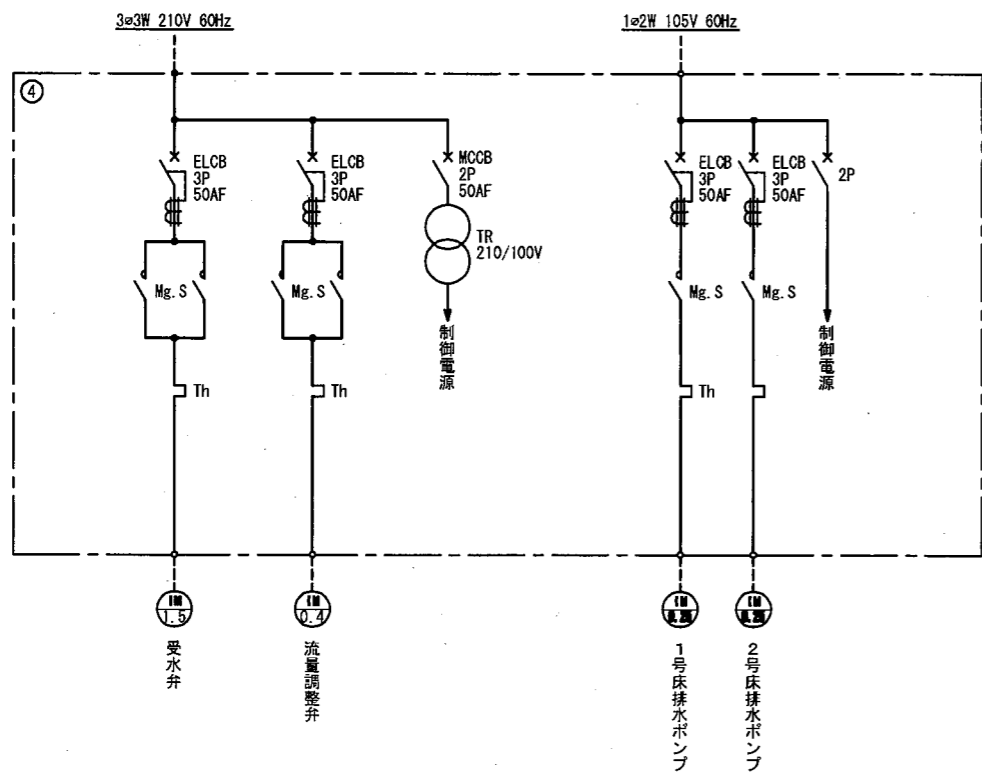
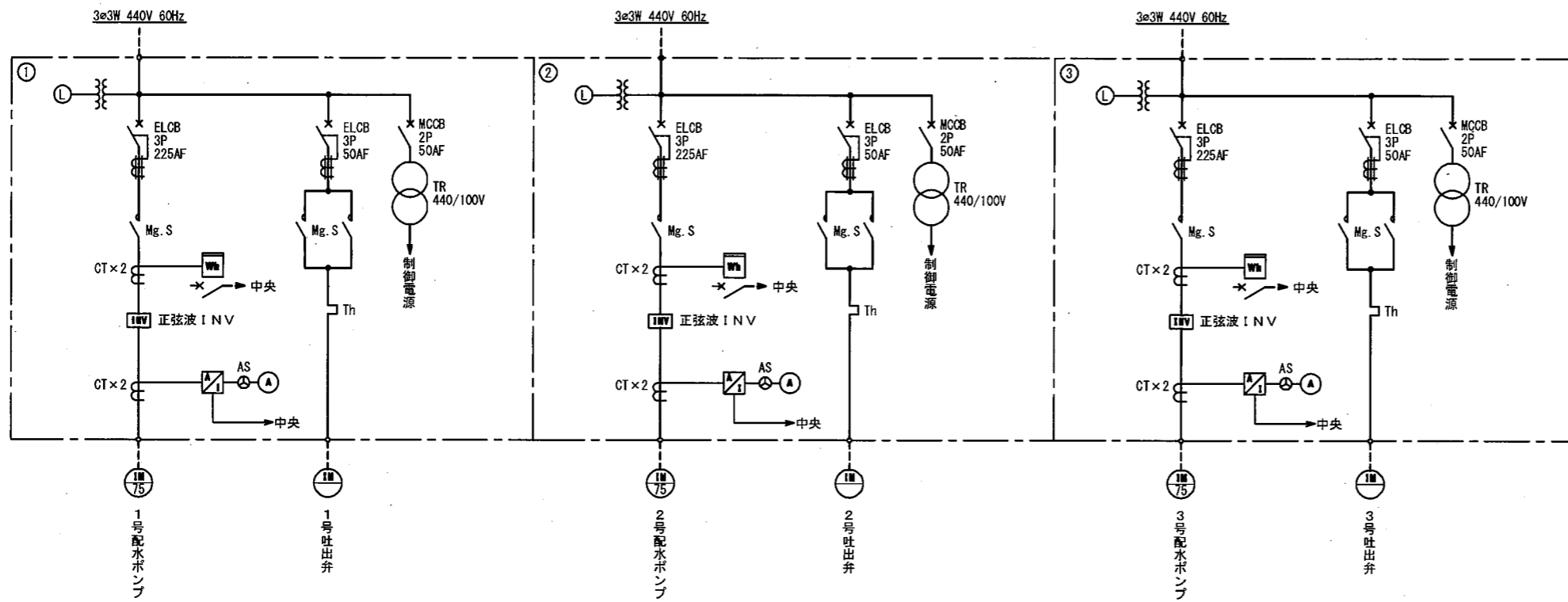
FI-3		
変圧器	変圧器	主幹
温度上昇	二次地絡	MCCB
		トリップ

FI-4		
分岐	No. 1	No. 2
MCCB	コンデンサ	コンデンサ
トリップ	故障	故障

FI-5			
変圧器	変圧器	主幹	分岐
温度上昇	二次地絡	MCCB	MCCB
		トリップ	トリップ

FI-6	
主幹	分岐
MCCB	MCCB
トリップ	トリップ

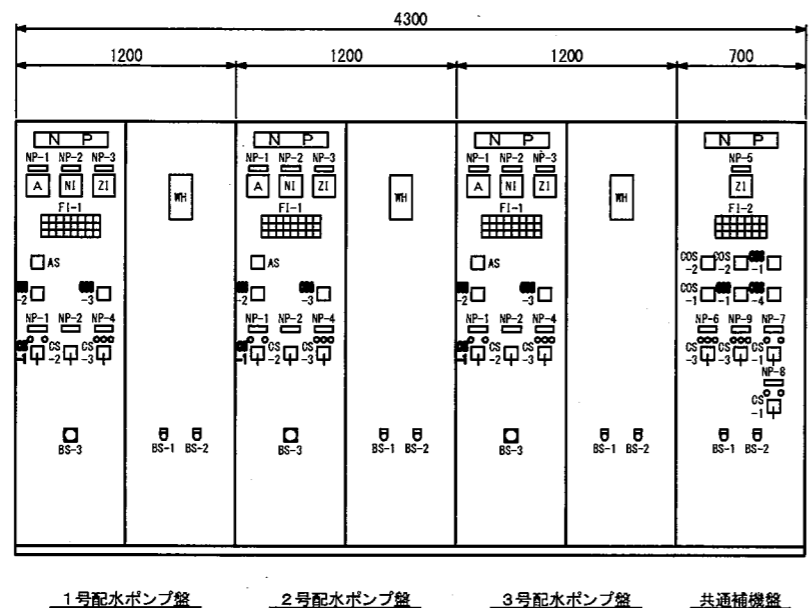
平成 25年 3月	縮尺 1/20	図番 5/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	受電設備 盤外形図	
大東市水道局		



盤名称

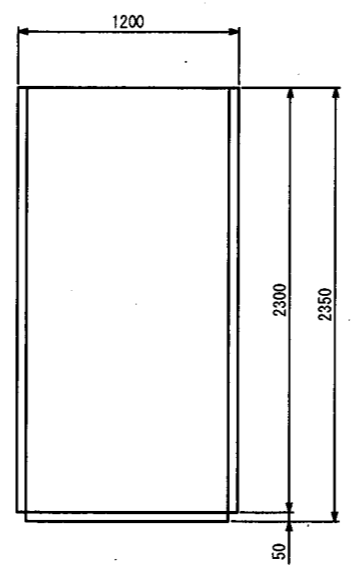
記号	名称	備考
①	1号配水ポンプ盤	
②	2号配水ポンプ盤	
③	3号配水ポンプ盤	
④	共通補機盤	

平成 25年 3月	縮尺	NONE	図番	6/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	動力設備 単線結線図			
大東市水道局				



1号配水ポンプ盤 2号配水ポンプ盤 3号配水ポンプ盤 共通補機盤

正面図



側面図

記号	内容文字
NP-1	ポンプ
NP-2	ポンプ回転数
NP-3	吐出弁開度
NP-4	吐出弁
NP-5	受水弁開度
NP-6	受水弁
NP-7	1号床排水ポンプ
NP-8	2号床排水ポンプ
NP-9	流量調整弁
COS-1	切換開閉器 手動-自動
COS-2	切換開閉器 現場-中央
COS-3	切換開閉器 単独-運動
COS-4	切換開閉器 1号-自動交互-2号
CS-1	操作開閉器 停止-起動
CS-2	操作開閉器 減速-増速
CS-3	操作開閉器 閉-停止-開
BS-1	押釦開閉器 表示復帰
BS-2	押釦開閉器 ランプテスト
BS-3	引釦開閉器 非常停止

FI-1

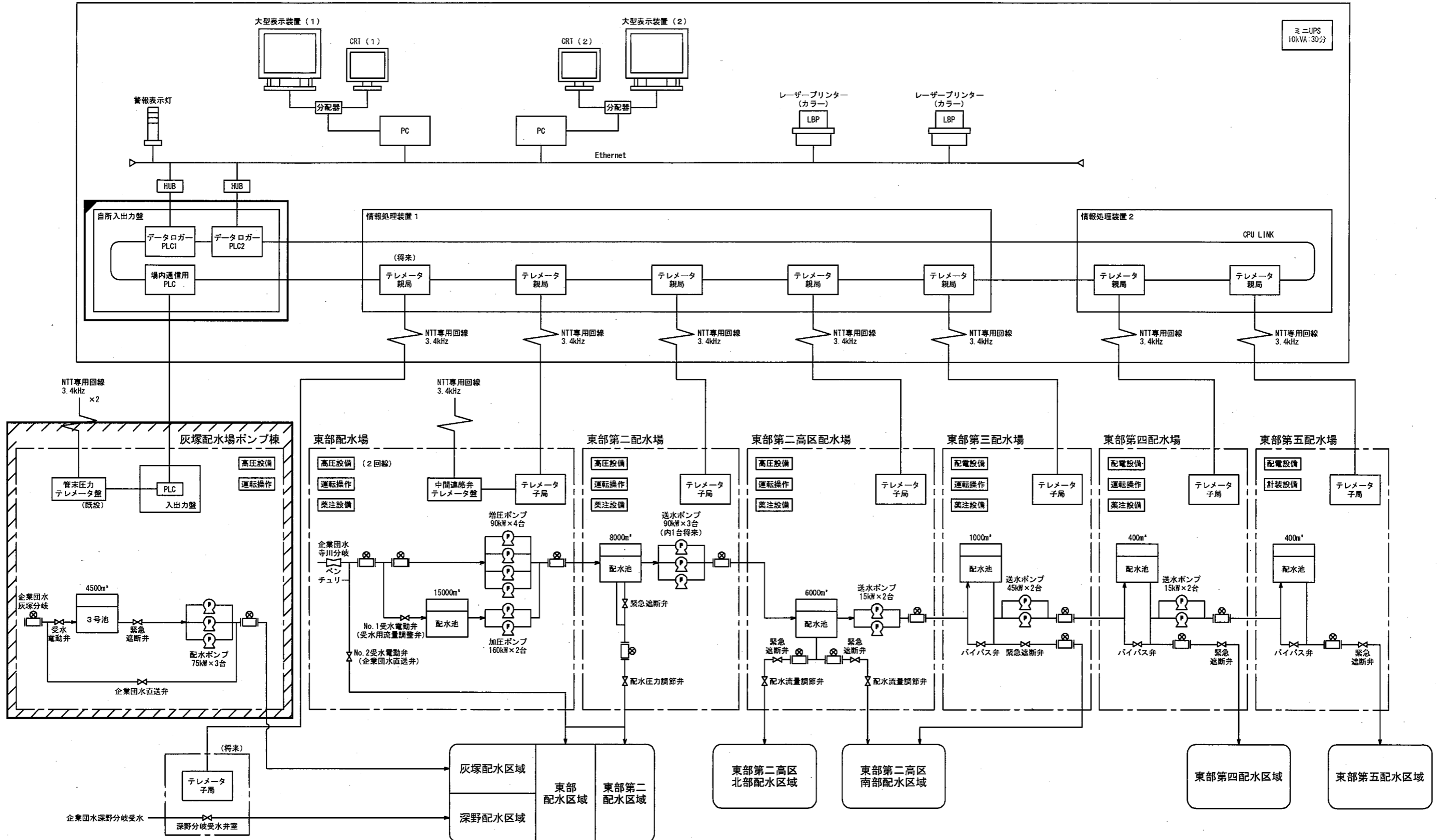
主幹電源	電源停止	起動	運転	停止	吐出弁全閉	吐出弁全開
自動	漏電	起動故障	非常停止		吐出弁漏電	吐出弁過トルク
手動	過負荷	無送水	インバータコンバータ故障		吐出弁過負荷	吐出弁過トルク

FI-2

受水弁全開	受水弁全閉	受水弁過負荷	受水弁漏電	1号 1号床排水ポンプ過負荷	2号 2号床排水ポンプ過負荷	ビット水位異常上昇
受水弁全開	受水弁全閉	受水弁過負荷	受水弁漏電	1号 1号床排水ポンプ過負荷	2号 2号床排水ポンプ過負荷	ビット水位異常上昇
受水弁過トルク	受水弁過トルク	受水弁過トルク	受水弁過トルク	1号 1号床排水ポンプ漏電	2号 2号床排水ポンプ漏電	

平成 25年 3月 縮尺 1/20	図番 7/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内
図名	動力設備 盤外形図
大東市水道局	

灰塚配水場（中央管理センター）



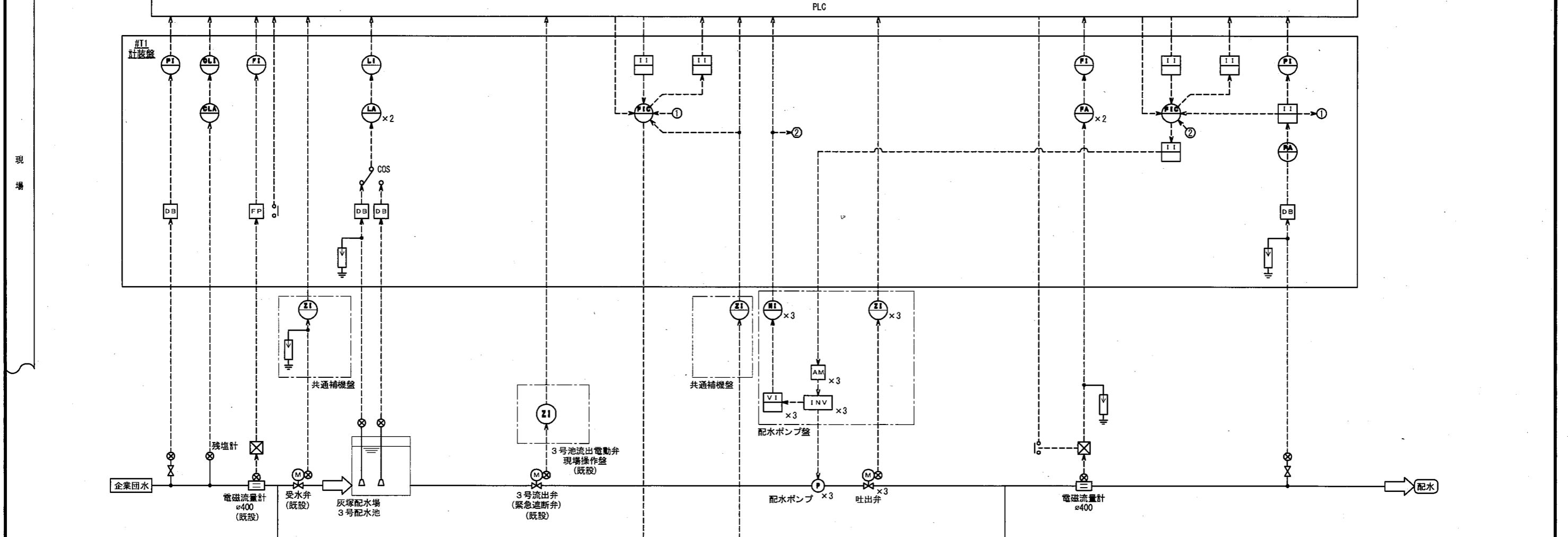
平成 25年 3月	縮尺	NONE	図番	8/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	システム構成図			
大東市水道局				

: 今回を示す。
 : 今回機能増設を示す。

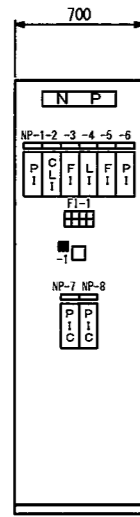
計測項目名称	受水圧力	残留塩素	受水流量	受水流量積算	受水弁開度	3号配水池水位	3号配水池流出弁開度	書換設定	配水圧力設定値	配水圧力設定値リミッタ	流量調整弁開度	配水ポンプ回転数	吐出弁開度	配水流量積算	配水流量	書換設定	配水圧力設定値	配水圧力設定値リミッタ	配水圧力
	0~7 kg/cm ²	0~3 ppm	0~700 m ³ /h	10 m ³ /P	0~100 %	0~10 m	0~100 %	0~10 kg/cm ²	0~10 kg/cm ²	0~100 %	0~1800 rpm	0~100 %	10 m ³ /P	0~1000/2000 m ³ /h	0~10 kg/cm ²	0~10 kg/cm ²	0~10 kg/cm ²	0~10 kg/cm ²	
データロガー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
CRT	○	○	○	○	○	○	○	指令	設定	○	○	○	○	○	○	指令	設定	○	○

中央管理センター

伝送

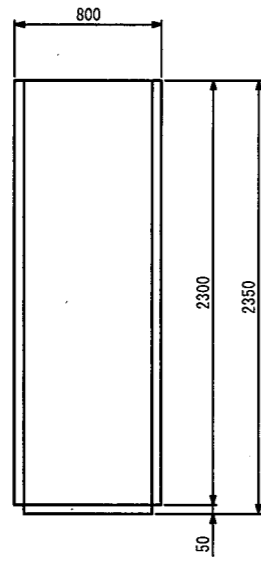


平成 25年 3月	縮尺	NONE	図番	9/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	計装フローシート			
大東市水道局				

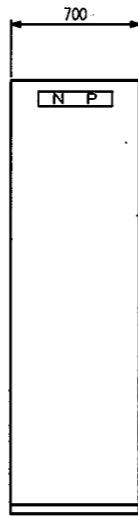


計装盤

正面図



側面図

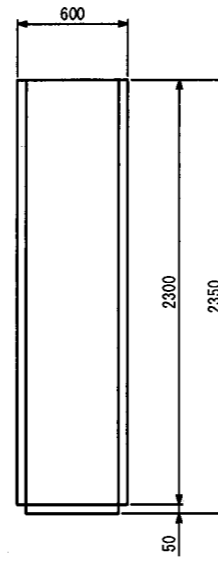


補助継電器盤

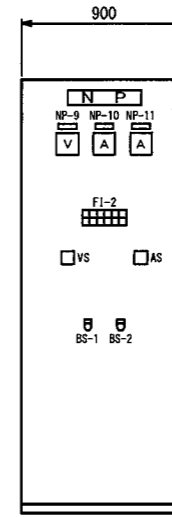
正面図



入出力盤

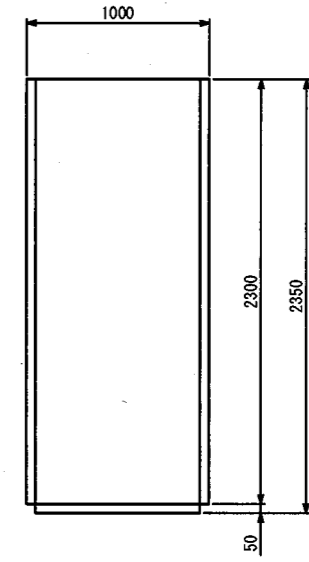


側面図



直流電源盤

正面図



側面図

記号	内容文字
NP-1	受水圧力
NP-2	残留塩素
NP-3	受水流量
NP-4	配水池水位
NP-5	配水流量
NP-6	配水圧力
NP-7	配水圧力調節計
NP-8	配水圧力調節計(弁)
NP-9	直流出力電圧
NP-10	直流出力電流
NP-11	蓄電池電流
COS-1	切換開閉器 NO.1-NO.2
BS-1	押釦開閉器 表示復帰
BS-2	押釦開閉器 ランプテスト

FI-1			
計装電源断	配水池水位異常上昇	配水圧力異常上昇	
残留塩素異常低下	配水池水位異常低下	配水圧力異常低下	

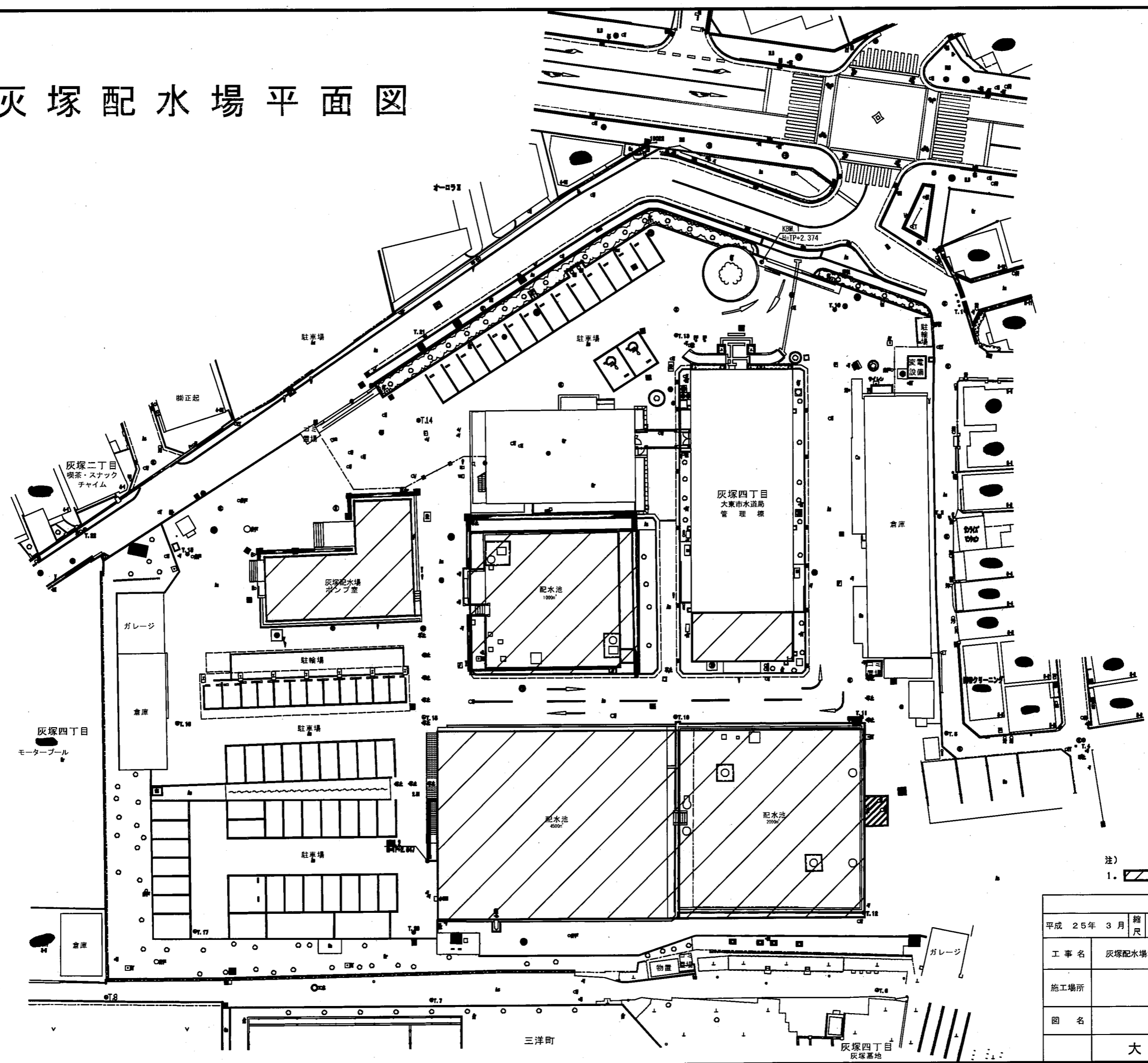
FI-2					
受電	整流器運転			MCCB断	直流不足電圧
直流過電圧	蓄電池電圧上昇	(-)接地	(+)接地	ヒューズ断	

平成 25年 3月	縮尺 1/20	図番 10/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	計装設備 盤外形図	
大東市水道局		

灰塚配水場平面図

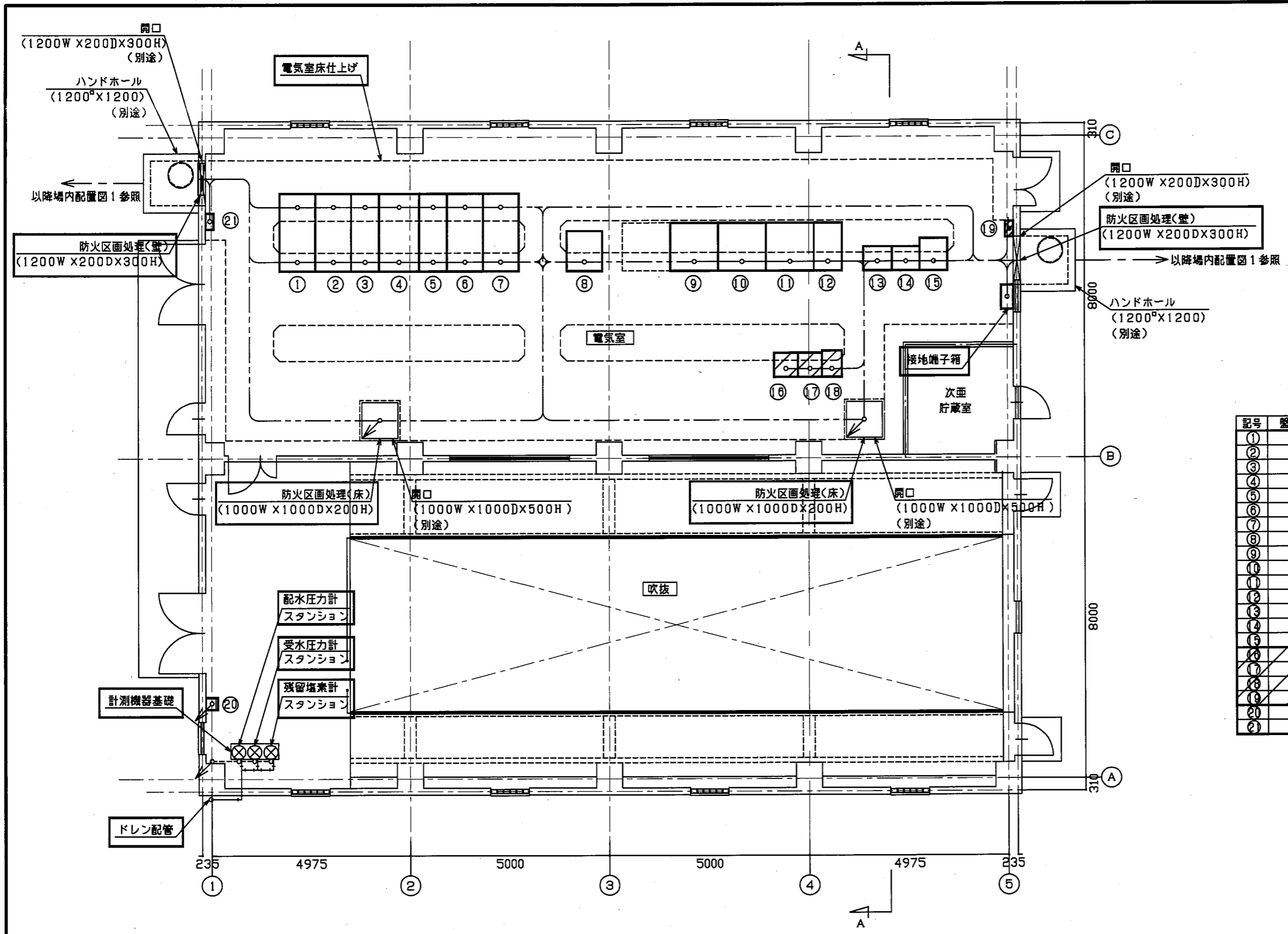


S=1/250



注)
1. : 工事範囲を示す。

平成 25年 3月	縮尺	1/250	図番	11/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	電気工事 一般平面図			
大東市水道局				

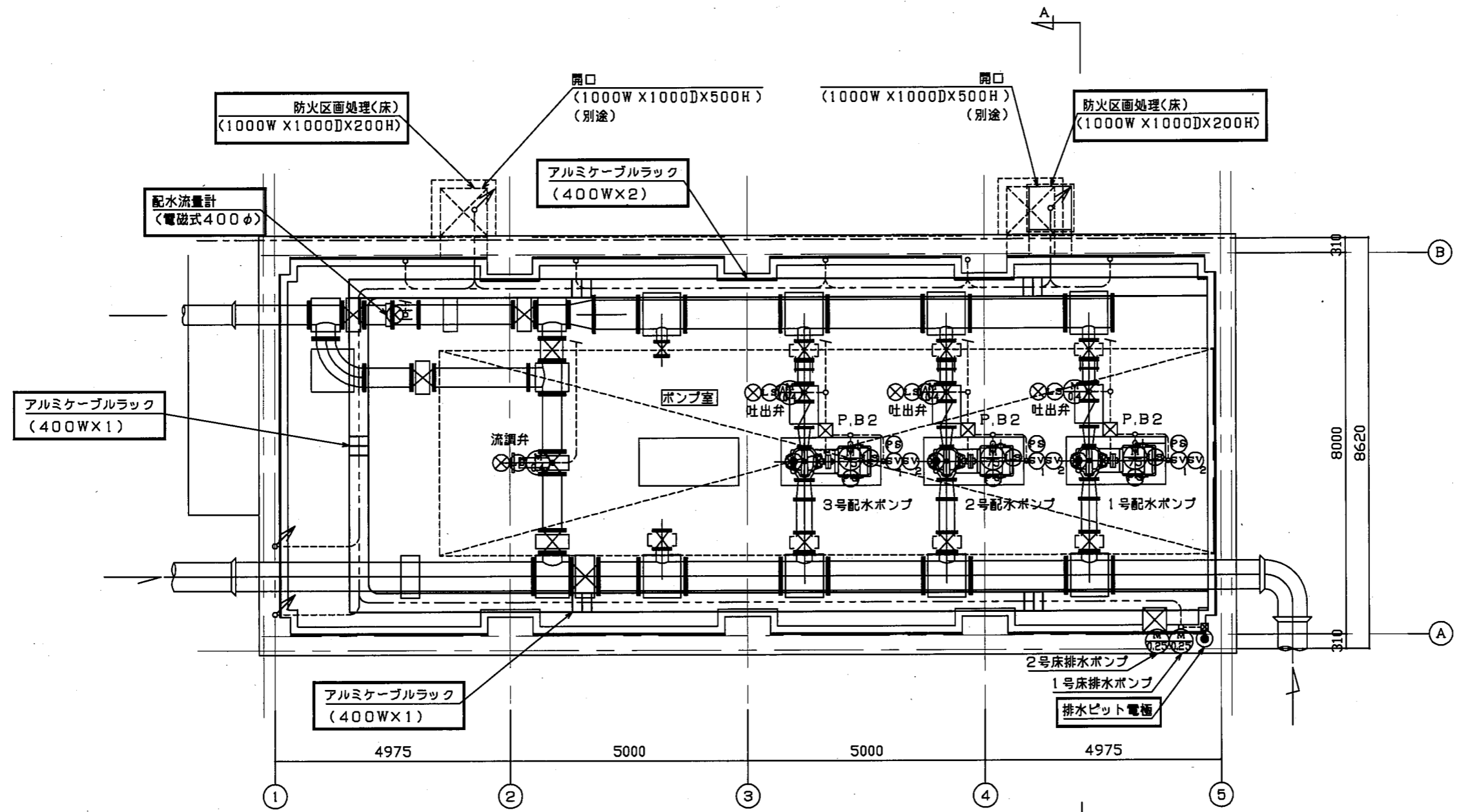


記号	盤No	名称	備考
①		高圧引込盤	新設
②		VCT盤	〃
③		高圧受電盤	〃
④		440V変圧器盤	〃
⑤		440V分枝盤	〃
⑥		210V変圧器盤	〃
⑦		照明変圧器盤	〃
⑧		直流電源盤	〃
⑨		1号配水ポンプ盤	〃
⑩		2号配水ポンプ盤	〃
⑪		3号配水ポンプ盤	〃
⑫		共通補機盤	〃
⑬		補助継電器盤	〃
⑭		入出力盤	〃
⑮		計装盤	〃
⑯		3号池流出電動弁現場操作盤	移設
⑰		地震計盤	〃
⑱		UPS(10KVA)	〃
⑲		管末テレメータ盤	〃
⑳		電磁流量変換器(配水用)	新設
㉑		保安器箱	〃

電気室平面図

- 凡例
- 露出配管内配線
 - 床埋込配管内配線
 - 地中配管内配線
 - ケーブルピット・ダクト内配線
 - ケーブルラック内配線
 - ↕ 立上げ・立下り配線
- 注)
1. : 新設を示す。
 2. : 移設を示す。
 3. : 既設を示す。
 4. : 新設配線及び再利用布設配線を示す。
 5. : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺 1/50	図番 12/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	電気室配線図(新設)	
大東市水道局		



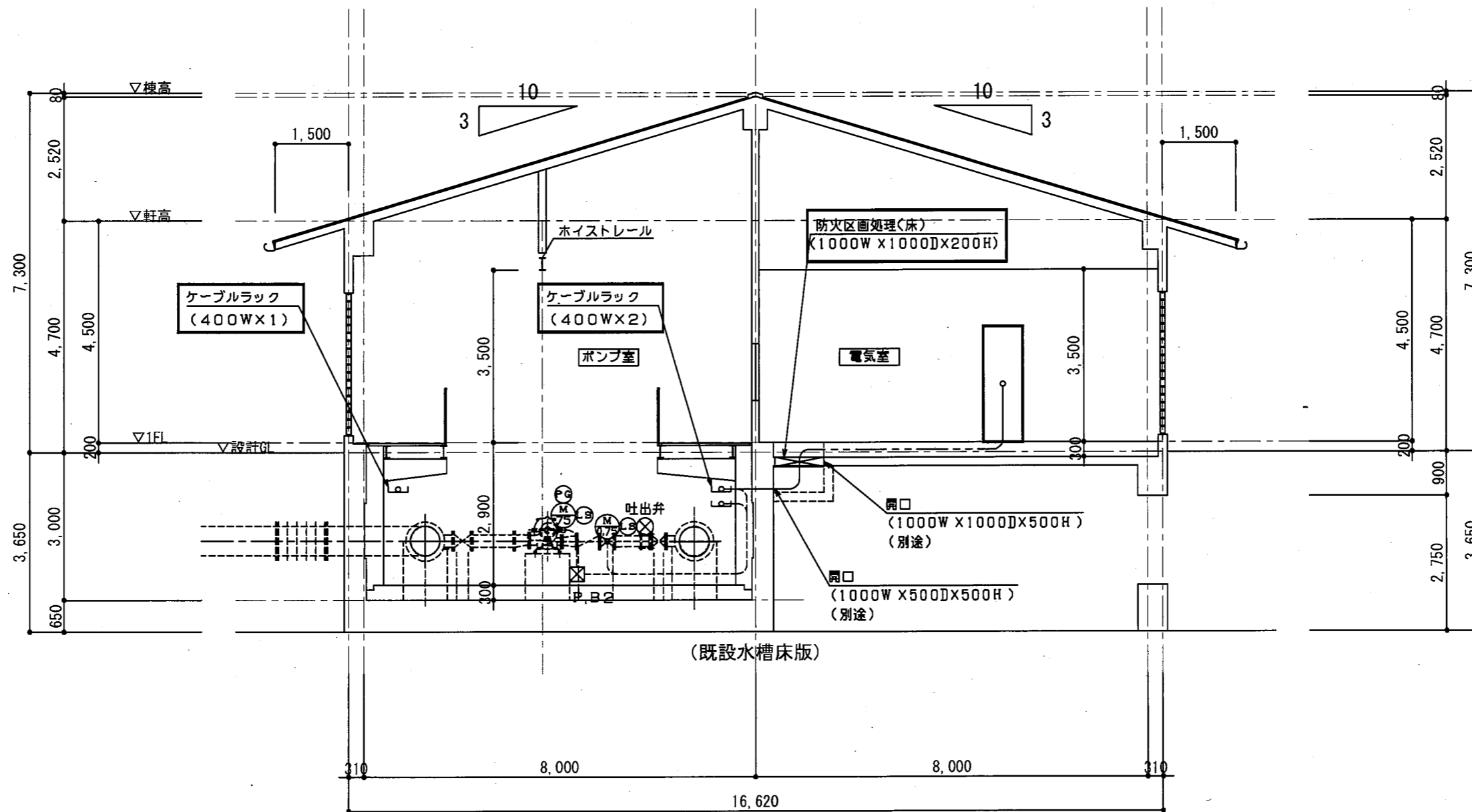
記号	名称
LB	無送水、リミットスイッチ
PB	圧力スイッチ
EV1	吸気弁
EV2	封水弁
PG	回転数
PC	圧力スイッチ
◎	満水検知、電極

ポンプ室平面図

ブルボックスサイズ (SS)
 P.B1 : 100×100×100
 P.B2 : 200×200×100

- 注)
1. : 新設を示す。
 2. : 既設を示す。
 3. : 新設配線を示す。
 4. : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺 1/50	図番 13/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	ポンプ室配線図 (新設)	
大東市水道局		



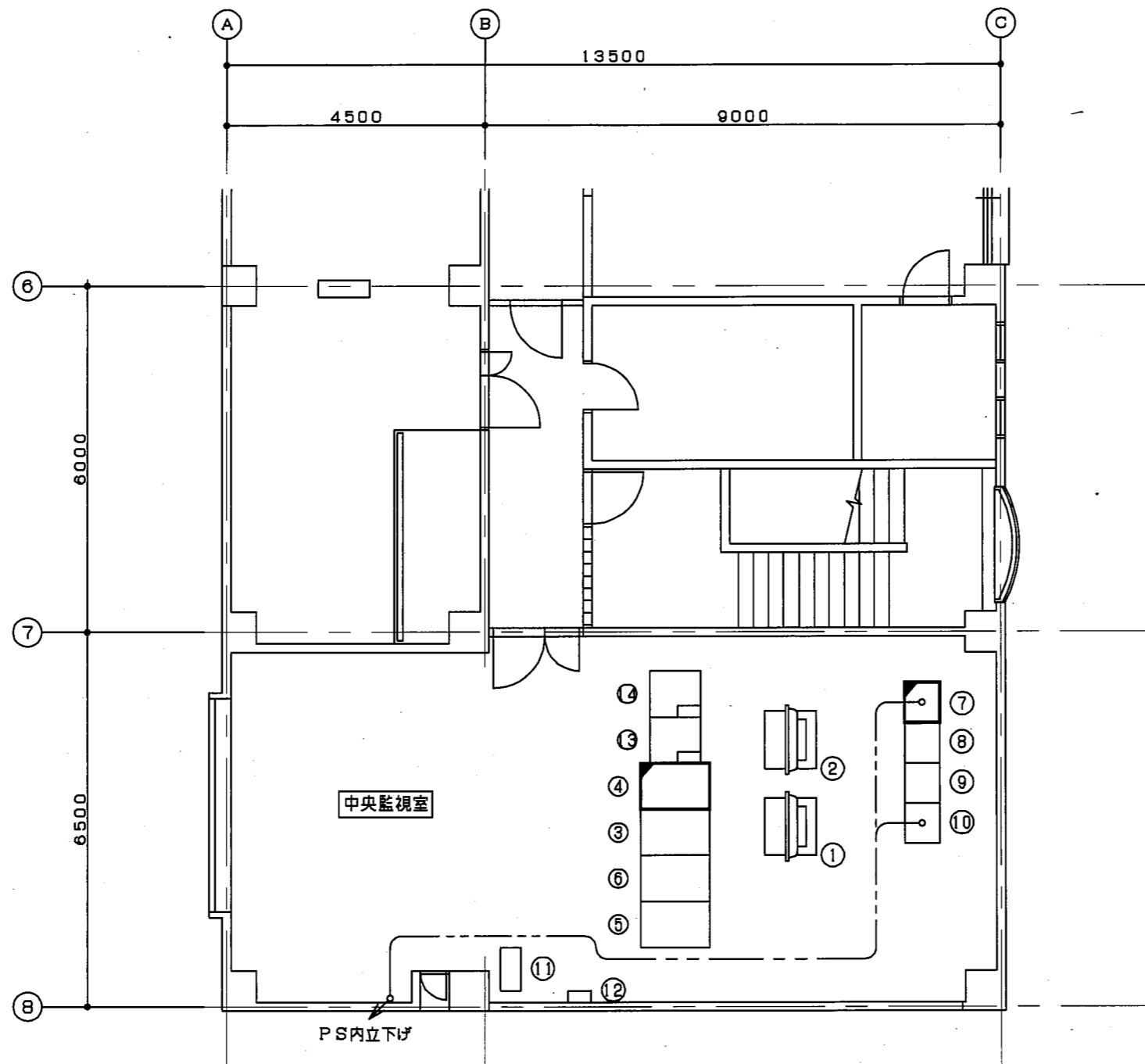
A-A断面図

記号	名称
⓪	無送水、リミットスイッチ
⓫	圧力スイッチ
⓬	吸気弁
⓭	封水弁
⓮	回転数
⓯	圧力スイッチ
⓰	満水検知、電極

プルボックスサイズ(SS)
 P,B1: 100X100X100
 P,B2: 200X200X100

- 注)
1. : 新設を示す。
 2. : 既設を示す。
 3. : 新設配線を示す。
 4. : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺 1/50	図番 14/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	A-A断面図 (新設)	
大東市水道局		



管理棟3階平面図

記号	盤No	名称	備考
①		中央監視大型液晶画面(東部系用)	
②		中央監視大型液晶画面(灰塚系用)	
③		CRT操作卓(1)	
④		CRT操作卓(2)	
⑤		CRTハードコピー	
⑥		ロギングアラーム	
⑦	#PLG1	自所入出力盤	機能増設
⑧	#TM1	情報処理装置1	
⑨	#TM2	情報通信装置2	
⑩	#L1	中央分電盤	
⑪		ミニUPS(10kVA)	
⑫		電話端子盤	
⑬		ITV監視操作PC1(東部用)	
⑭		ITV監視操作PC2(東部第二用)	

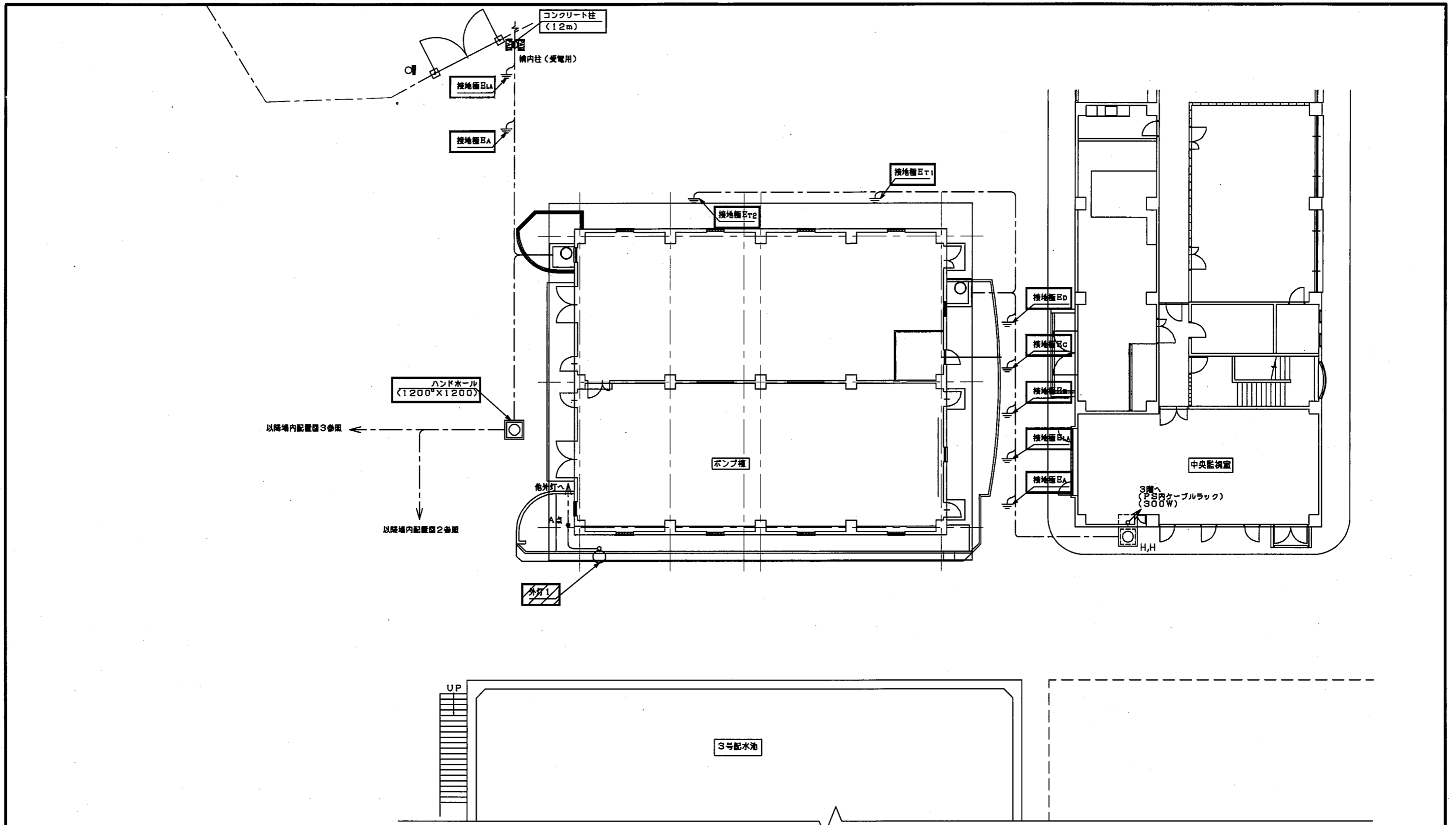
凡例

- 露出配管内配線
- 床埋込配管内配線
- 地中配管内配線
- ケーブルピット・ダクト内配線
- ケーブルラック内配線
- ↕ ↗ 立上げ・立下り配線

注)

- 1. : 新設を示す。
- 2. : 機能増設を示す。
- 3. : 既設を示す。
- 4. : 新設配線を示す。
- 5. : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺 1/50	図番 15/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	中央監視室配線図(新設)	
大東市水道局		



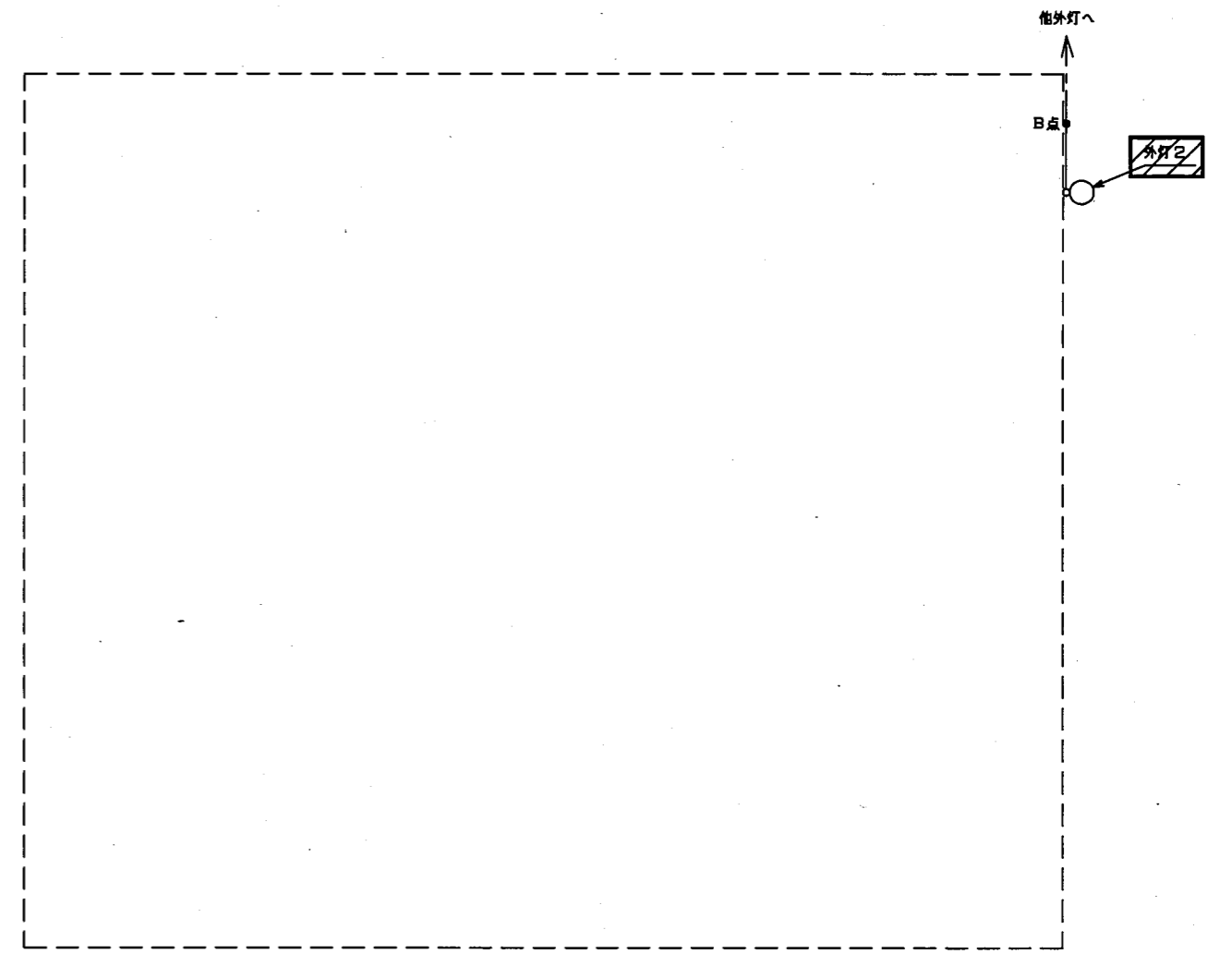
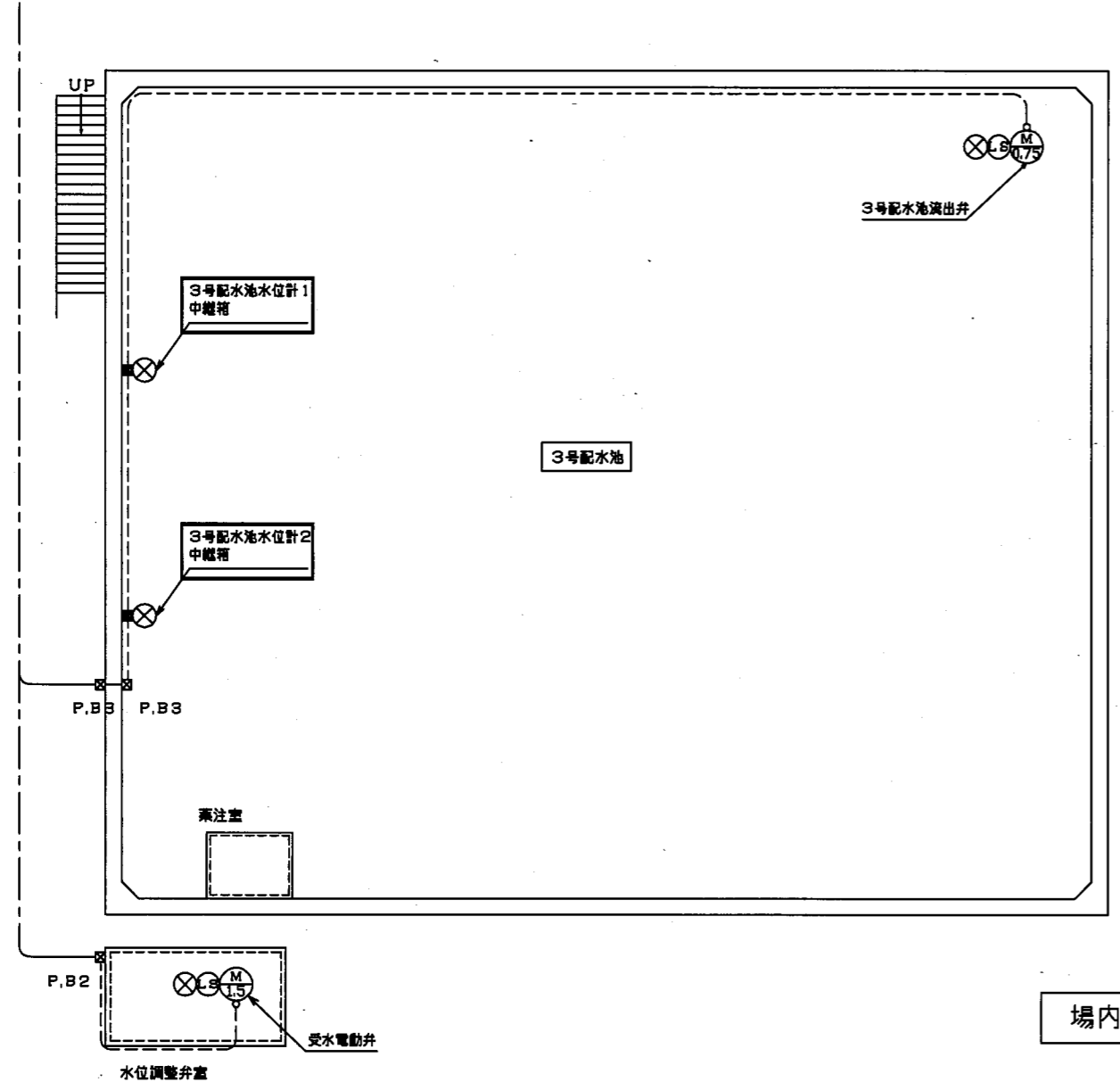
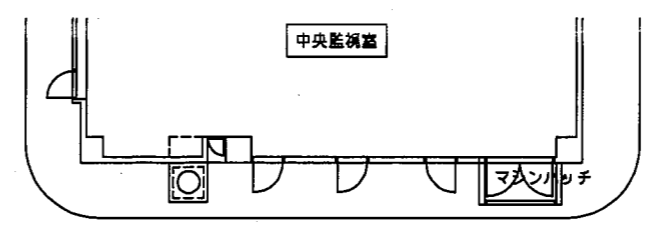
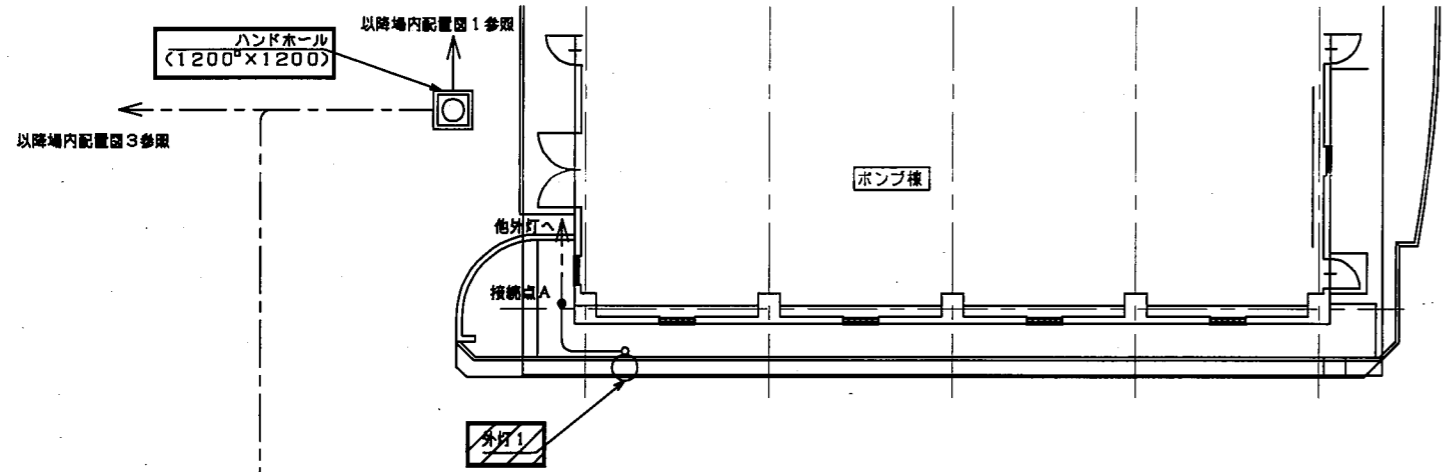
場内平面図1

プルボックスサイズ (SUS-WP)
 P,B1: 100×100×100
 P,B2: 200×200×100

- 凡例
- 露出配管内配線
 - 床埋込配管内配線
 - 地中配管内配線
 - ケーブルピット・ダクト内配線
 - ケーブルラック内配線
 - ↕ ↕ 立上げ・立下り配線

- 注)
1. : 新設を示す。
 2. : 再利用施設を示す。
 3. : 既設を示す。
 4. : 新設配線を示す。
 5. : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺	1/100	図番	16/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	場内配線図1 (新設)			
大東市水道局				



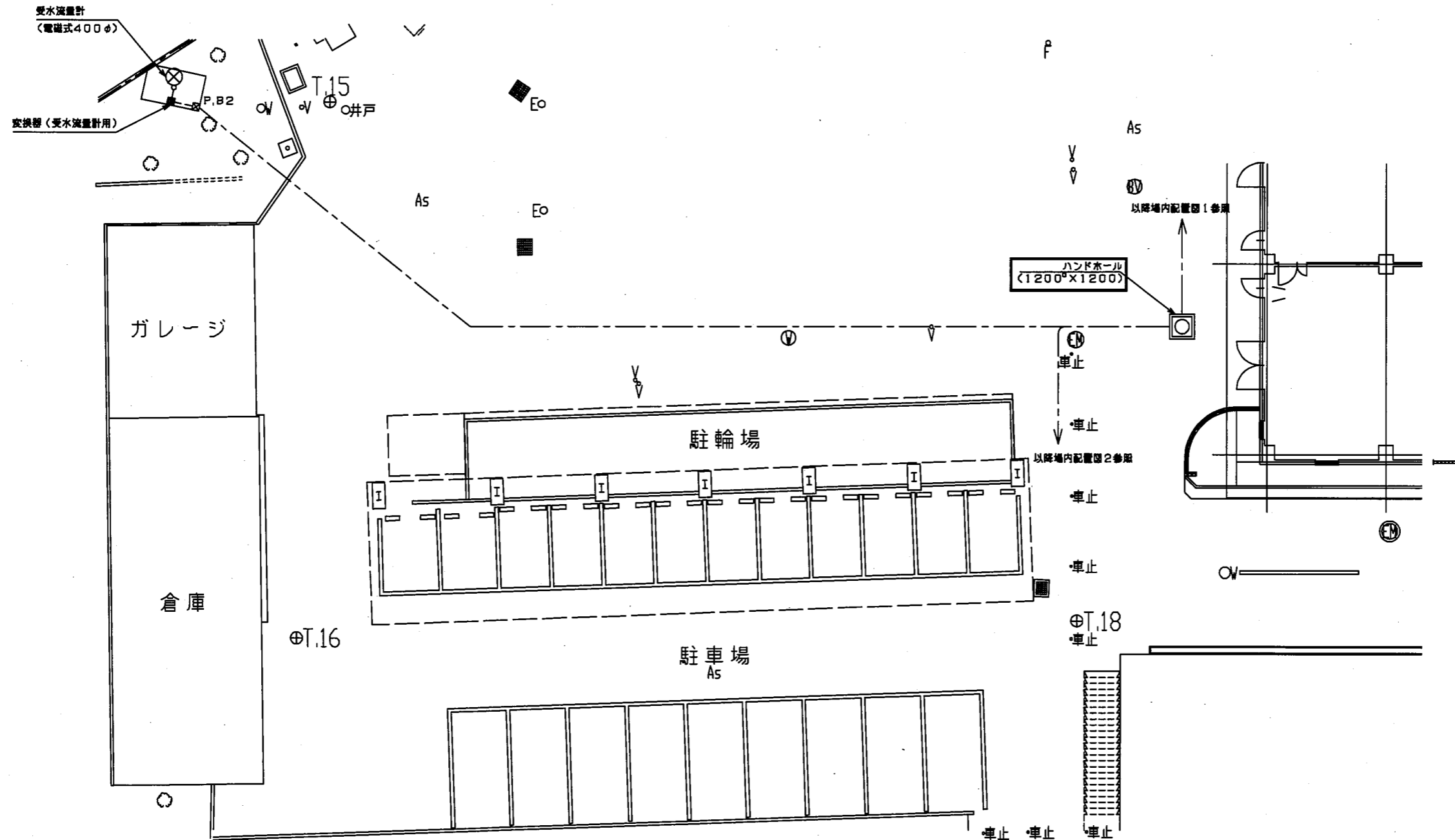
場内平面図2

ブルボックスサイズ (SUS-WP)
 P,B1: 100×100×100
 P,B2: 200×200×100
 P,B3: 300×300×200

- 凡例
- 露出配管内配線
 - 床埋込配管内配線
 - 地中配管内配線
 - ケーブルピット・ダクト内配線
 - ケーブルラック内配線
 - ↑ ↓ 立上げ・立下り配線

- 注)
1. [Solid line] : 新設を示す。
 2. [Hatched line] : 再利用布設を示す。
 3. [Dashed line] : 既設を示す。
 4. [Solid line with arrow] : 新設配線を示す。
 5. [Dashed line with arrow] : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺 1/100	図番 17/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	場内配線図2 (新設)	
大東市水道局		



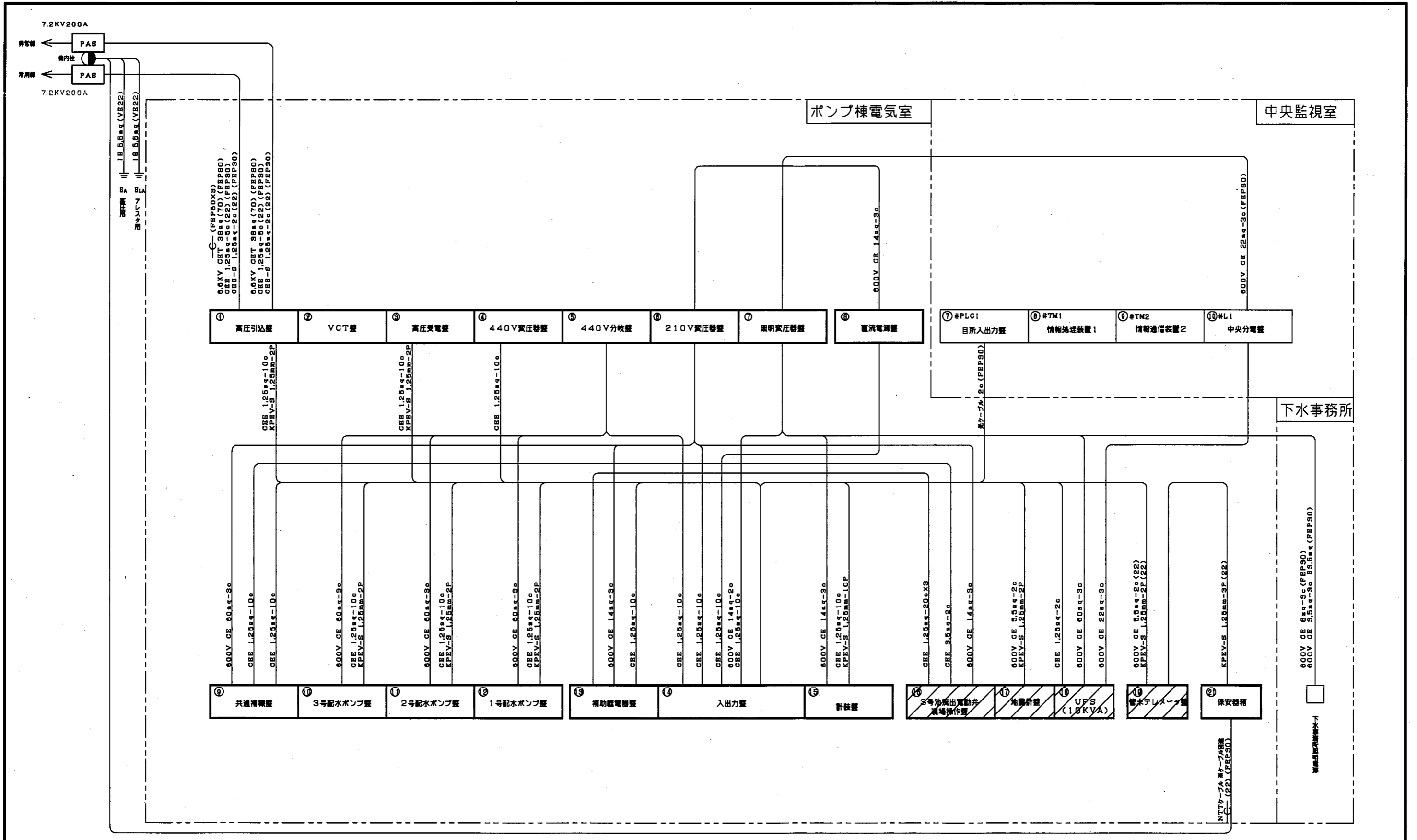
場内平面図3

フルボックスサイズ (SUS-WP)
 P,B1: 100X100X100
 P,B2: 200X200X100

- 凡例
- 露出配管内配線
 - 床埋込配管内配線
 - 地中配管内配線
 - ケーブルビッド・ダクト内配線
 - ケーブルラック内配線
 - ↕ 立上げ・立下り配線

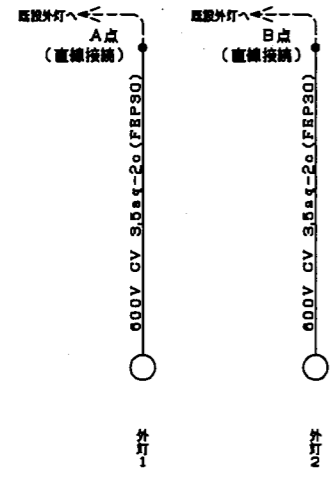
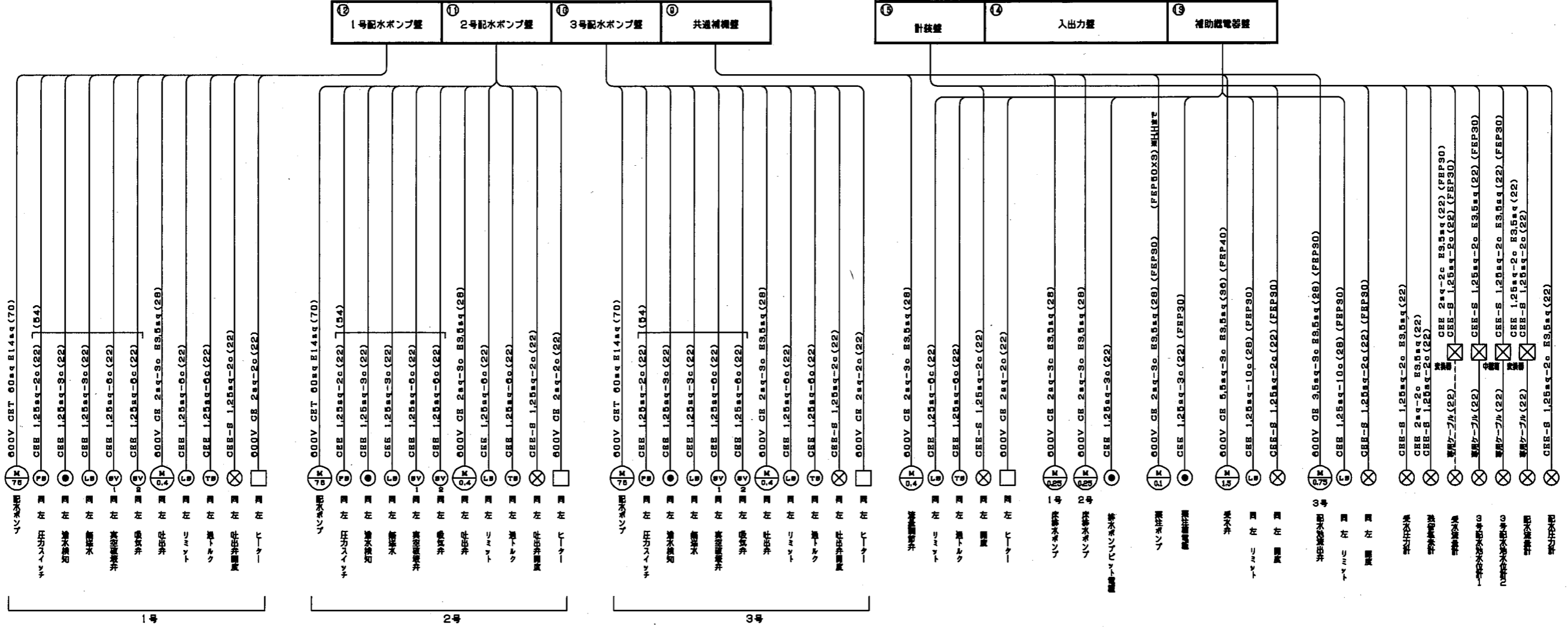
- 注)
1. : 新設を示す。
 2. : 既設を示す。
 3. : 新設配線を示す。
 4. : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺 1/100	図番 18/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	場内配線図3 (新設)	
大東市水道局		



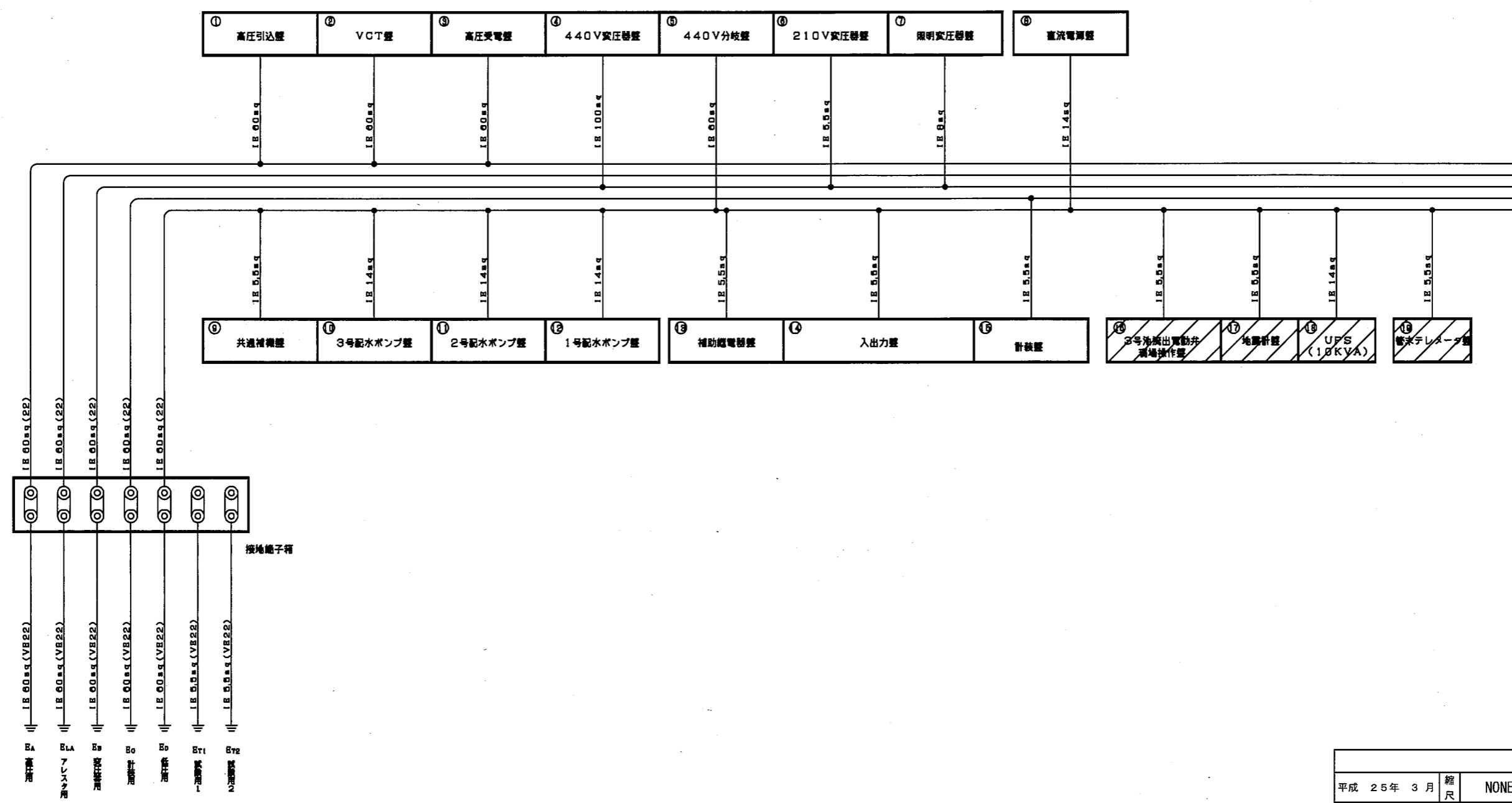
平成 25年 3月	縮尺	NONE	図番	19/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	配線系統図1 (新設)			
大東市水道局				

- 注)
1. : 新設を示す。
 2. 特記無き記号は全て新設を示す。
 3. 特記無き() は全てCPを示す。



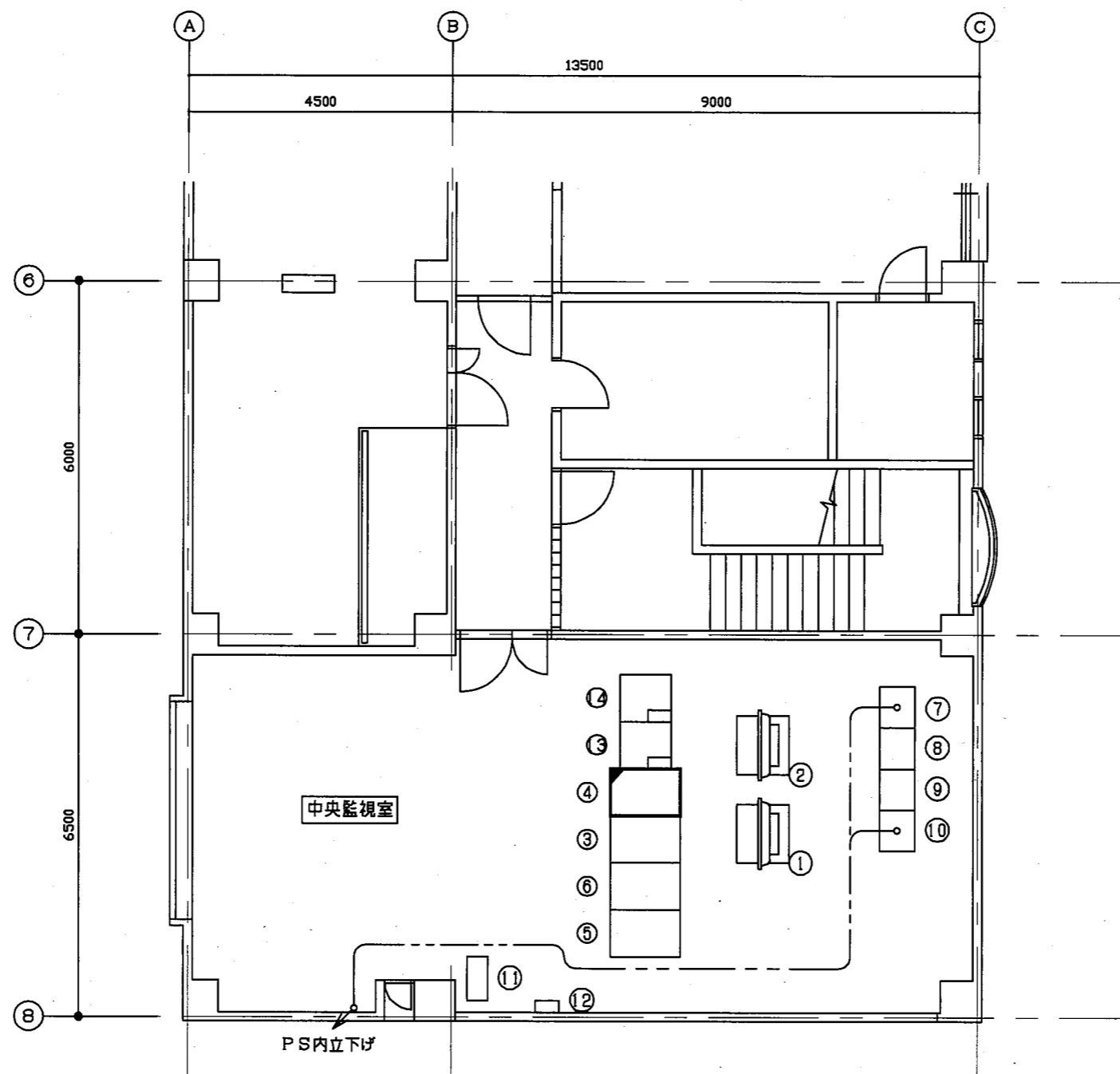
- 注)
1. : 新設を示す。
 2. 特記無き記号は全て新設を示す。
 3. 特記無き() は全てCPを示す。

平成 25年 3月	縮尺	NONE	図番	20/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	配線系統図2 (新設)			
大東市水道局				



- 注)
- 1. : 新設を示す。
 - 2. 特記無き配線は全て新設を示す。
 - 3. 特記無き () は全てCPを示す。

平成 25年 3月	縮尺	NONE	図番	21/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	接地系統図 (新設)			
大東市水道局				



管理棟3階平面図

記号	盤No	名称	備考
①		中央監視大型液晶画面(東部系用)	
②		中央監視大型液晶画面(灰塚系用)	
③		CRT操作卓(1)	
④		CRT操作卓(2)	
⑤		CRTハードコピー	
⑥		ロギングアラーム	
⑦	#PLC1	自所入出力盤	
⑧	#TM1	情報処理装置1	
⑨	#TM2	情報通信装置2	
⑩	#L1	中央分電盤	
⑪		ミニUPS(10kVA)	
⑫		電話端子盤	
⑬		ITV監視操作PC1(東部用)	
⑭		ITV監視操作PC2(東部第二用)	

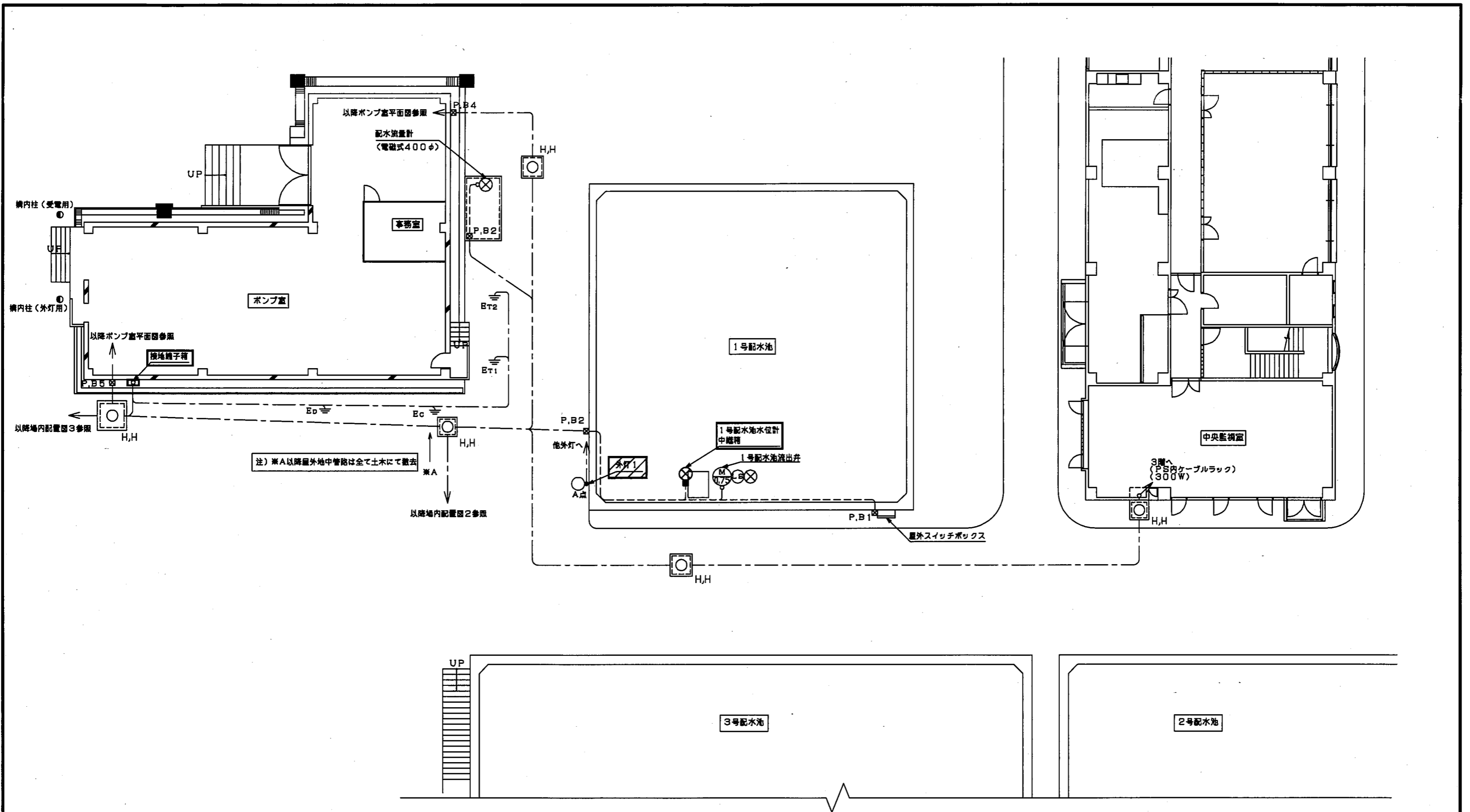
凡例

- 露出配管内配線
- 床埋込配管内配線
- 地中配管内配線
- ケーブルピット・ダクト内配線
- ケーブルラック内配線
- ↑ ↓ 立上げ・立下り配線

注)

- 1. : 撤去を示す。
- 2. : 既設を示す。
- 3. : 撤去配線を示す。
- 4. : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺 1/50	図番 23/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	中央監視室配線図(撤去)	
大東市水道局		



場内平面図1

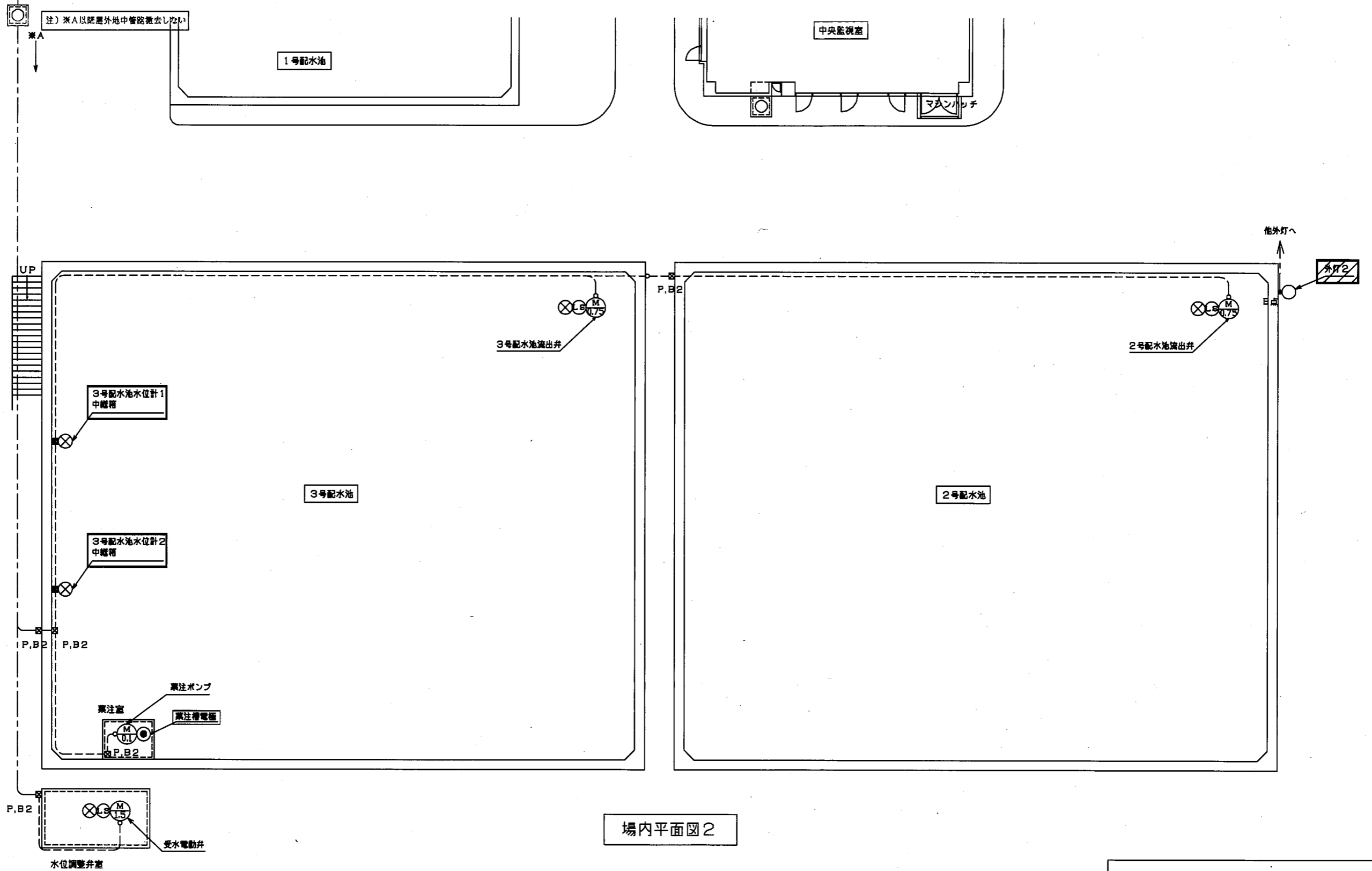
ブルボックスサイズ
 P,B1: 100×100×100
 P,B2: 200×200×100
 P,B3: 400×300×200
 P,B4: 500×500×300
 P,B5: 700×700×500

凡例
 - - - 露出配管内配線
 - - - 床埋込配管内配線
 - - - 地中配管内配線
 - - - ケーブルピット・ダクト内配線
 - - - ケーブルラック内配線
 ↕ 立上げ・立下り配線

注)
 1. [] : 撤去を示す。
 2. [] : 再利用撤去を示す。
 3. [] : 既設を示す。
 4. [] : 撤去配線を示す。
 5. [] : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺 1/100	図番 24/28
工事名	灰塚配水池ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	場内配線図1 (撤去)	
大東市水道局		

以降場内配置図1参照



場内平面図2

ブルボックスサイズ
 P,B1: 100×100×100
 P,B2: 200×200×100
 P,B3: 400×300×200
 P,B4: 500×500×300
 P,B5: 700×700×500

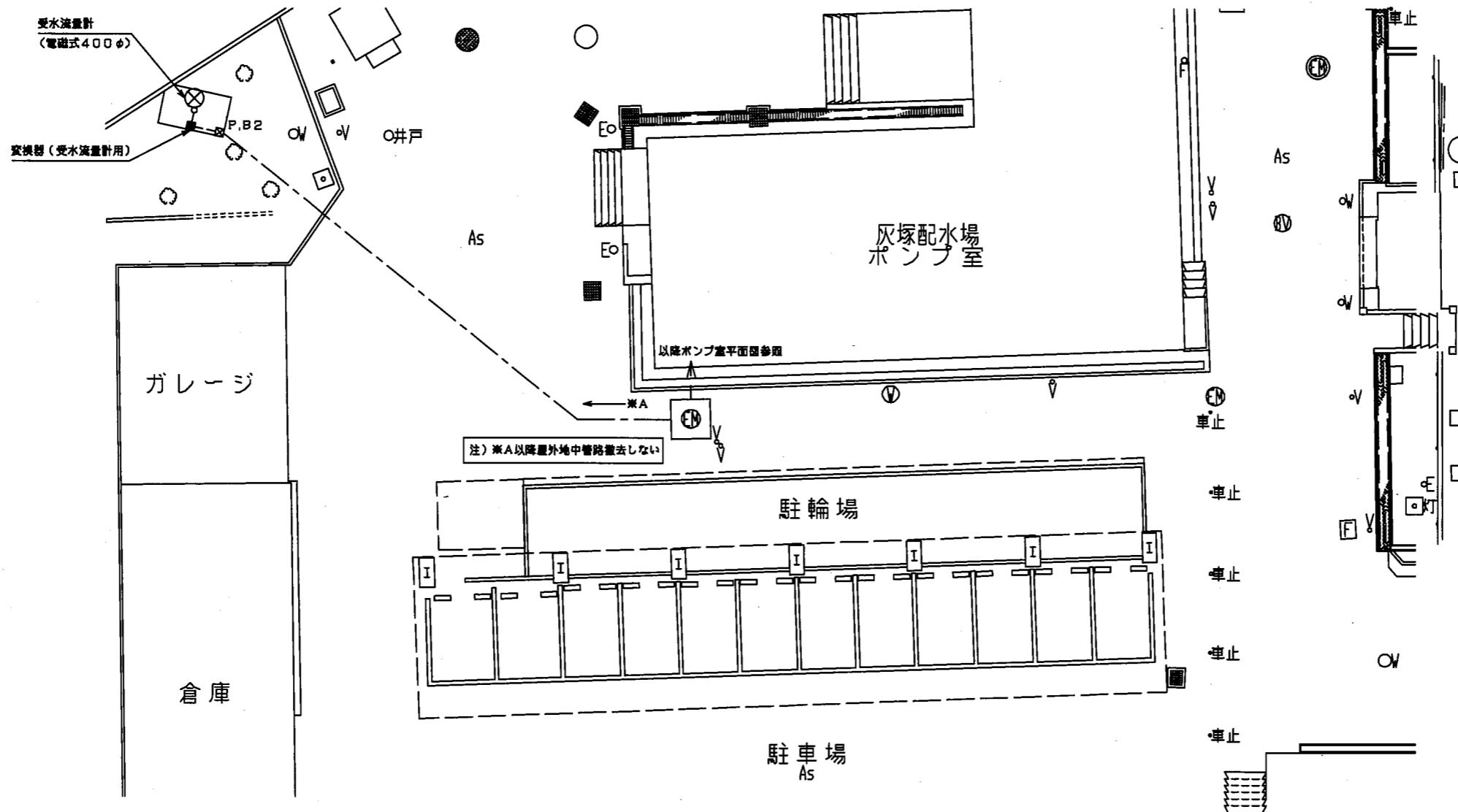
凡例

- 露出配管内配線
- 床埋込配管内配線
- 地中配管内配線
- ケーブルピット・ダクト内配線
- ケーブルラック内配線
- ↑ ↓ 立上げ・立下り配線

注)

1. [Symbol] : 撤去を示す。
2. [Symbol] : 再利用撤去を示す。
3. [Symbol] : 既設を示す。
4. [Symbol] : 撤去配線を示す。
5. [Symbol] : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺 1/100	図番 25/28
工事名	灰塚配水池ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	場内配線図2 (撤去)	
大東市水道局		



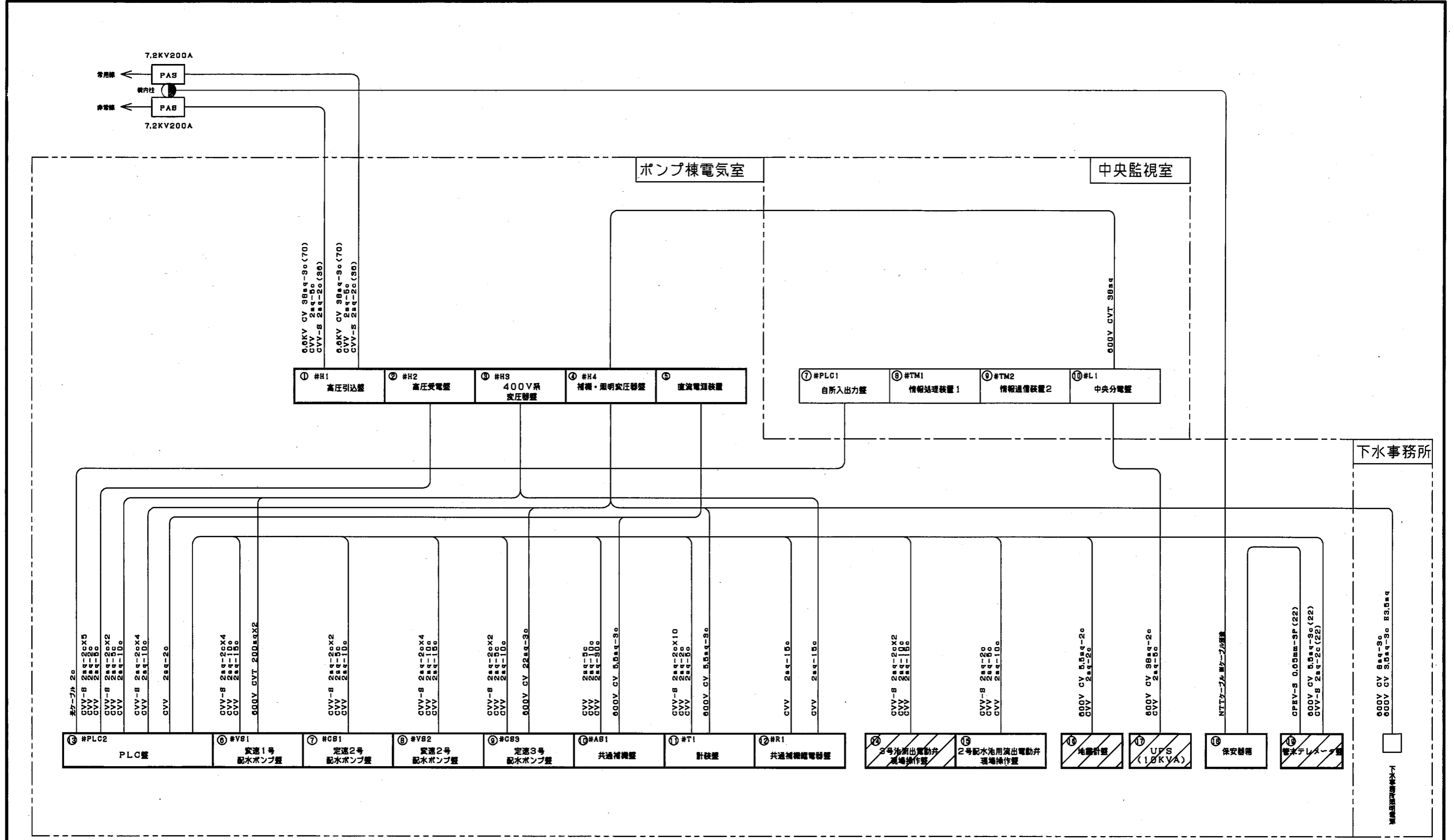
場内平面図3

- ブルボックスサイズ
 P.B1: 100×100×100
 P.B2: 200×200×100
 P.B3: 400×300×200
 P.B4: 500×500×300
 P.B5: 700×700×500

- 凡例
 - - - 露出配管内配線
 - - - 床埋込配管内配線
 - - - 地中配管内配線
 - - - ケーブルピット・ダクト内配線
 - - - ケーブルラック内配線
 ↗ ↘ 立上げ・立下り配線

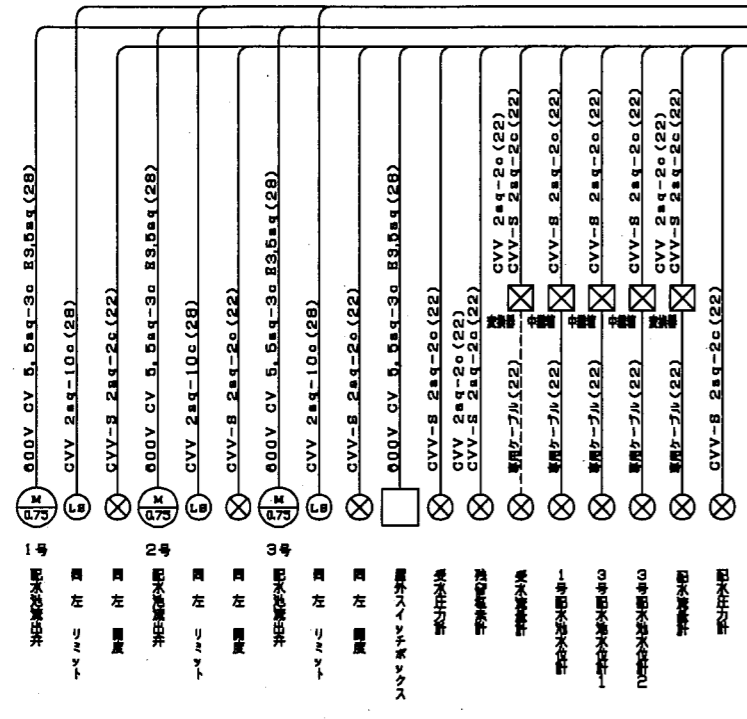
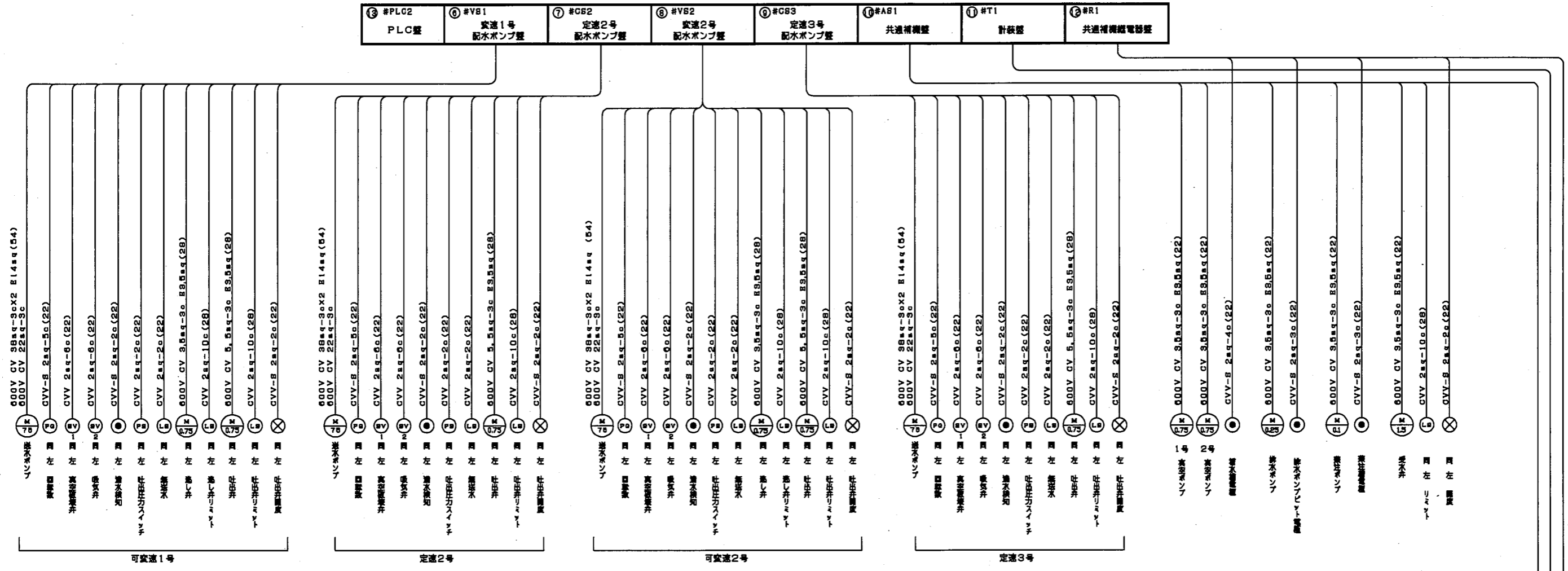
- 注)
 1. [] : 撤去を示す。
 2. [] : 既設を示す。
 3. [] : 撤去配線を示す。
 4. [] : 既設配線を示す。

平成 25年 3月	縮尺 1/100	図番 26/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事	
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内	
図名	場内配線図3 (撤去)	
大東市水道局		



平成 25年 3月	縮尺	NONE	図番	27/28
工事名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図名	配線系統図-1 (撤去)			
大東市水道局				

- 注)
1. : 撤去を示す。
 2. : 再利用撤去を示す。
 3. 特記無き記線は全て撤去を示す。
 4. 特記無き() は全てCPを示す。



- 注)
1. : 撤去を示す。
 2. : 再利用撤去を示す。
 3. 特記無き配線は全て撤去を示す。
 4. 特記無き()は全てCPを示す。

平成 25年 3月	縮尺	NONE	図番	28/28
工 事 名	灰塚配水場ポンプ室築造工事に伴う電気計装設備工事			
施工場所	大東市灰塚四丁目1番1号 地内			
図 名	配線系統図2 (撤去)			
大 東 市 水 道 局				